

平成 2 7 年度地球温暖化問題等対策調査事業
(バーゼル法関連事前相談業務)
相談実績等年次報告書

平成 2 8 年 3 月

一般財団法人 日本環境衛生センター

はじめに

この報告書は、経済産業省産業技術環境局環境指導室から一般財団法人日本環境衛生センターが受託した「平成２７年度 地球温暖化問題等対策調査事業（バーゼル法関連事前相談業務）」の実施成果をとりまとめたものである。

経済産業省では、輸出入業者等からの相談に応じ、輸出入しようと考えている貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かを判断し回答するバーゼル法事前相談業務を行っている。当センターでは経済産業省より当該相談業務の一部を受託・実施した。これにより、再生資源・廃棄物原料等の適正な輸出入を促進し、バーゼル条約の適正履行を確保するための一助となるものと考えている。

本業務を実施するにあたり、多大なご協力を賜った関係各位に厚く御礼申し上げます。

平成２８年３月

川崎市川崎区四谷上町 １０－６
一般財団法人日本環境衛生センター
理事長 南 川 秀 樹

目 次

第1章 業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 業務の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 業務実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章 平成27年度事前相談業務実施状況・・・・・・・・	5
1. 事前相談の実施件数（総回答件数）・・・・・・・・	5
2. 輸出入別相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3. 輸出先国・輸入先国別相談件数・・・・・・・・・・	7
4. 相談者の業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5. スクラップ等の輸出事前相談結果概況・・・・・・	10
第3章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）・・・	41
1. 調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2. 調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45

第1章 業務の概要

1. 業務の目的

近年のアジア各国等の急速な経済成長による原材料需要の伸び等に伴い、我が国からアジア各国等への再生資源等の輸出量が増加している。

これら輸出される再生資源等の中には「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）やバーゼル条約の国内担保法である「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）の規制対象物に該当するものがある可能性があり、その場合、バーゼル法に規定する手続きを経なければ、バーゼル法違反となるだけでなく、輸入国との貿易問題や環境被害を引き起こす恐れがある。

再生資源等を輸出入している我が国としては、有害廃棄物の不適正輸出入を防止し輸入国及び我が国での環境問題の発生等を未然に防止することが重要である。

一方で、バーゼル法の規制対象物（特定有害廃棄物等）か否かの判断は、バーゼル法等関係法令についての理解や有害廃棄物等に関する知見を有していない者にとっては、困難であり、輸出入する貨物（提出された事前相談書類に記載された内容）について、バーゼル法に規定する規制対象物（特定有害廃棄物等）に該当するか否かを事業者が判断する際の支援策として口頭での助言サービス（以下「事前相談」という。）が行われている。

本業務は、近年の再生資源等の輸出量の増加により、事前相談についても件数が増加し、再生資源等の輸出入に係る規制内容のさらなる周知・徹底を図る必要が生じてきていることから、輸出入貨物がバーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否かに関する事前相談業務の実施体制を強化するとともに、併せて、中古品、再生原料等の輸出入業者の輸出入の実態を調査把握することを目的とする。

2. 業務の概要

（1）バーゼル法規制事前相談業務

輸出入業者等相談者から提出された事前相談書、関係書類等を基に、当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、原則として相談を受けた翌日までに相談者へ回答する。

ア. 相談対象品目

当該業務の相談対象は、以下のとおりとする。

- ・ プラスチックスクラップ（ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等）
- ・ メタルスクラップ（金属（金属化合物を含む。）又は金属を含むもの（廃触媒、自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。）等）
- ・ 廃遊戯機
- ・ 中古製品（家電製品、自動車部品、鉛バッテリー、遊技機、その他製品）
- ・ その他バーゼル法等に関する問い合わせ等

上記問い合わせに対しては、パンフレットやバーゼル法に規定する特定有害廃棄物を定める告示等の資料が掲載されているホームページの紹介、又は、FAXや手交する等して規制の内容について口頭で説明し、周知を図る。

なお、上記以外の案件、並びに判断が難しい案件等については、経済産業省環境指導室等に相談の再依頼を行う。

イ．相談実施方法等

1)相談の受付

- ・相談依頼者に対し事前相談書及び関係書類の提出（FAX 又はメール）並びにその後の電話連絡を求める。
- ・相談の受付は、土・日・休日を除く平日の午前 9 時 30 分から午後 5 時とする。

2)結果の回答

- ・提出された資料等に基づき当該輸出入貨物がバーゼル法規制の対象となるか否かを判断し、事業者に回答する。
また、併せて、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」という旨を述べる。
- ・上記公開依頼伺いに際しては、当日の相談記録（エクセルファイル）を添付する。
- ・回答は全て電話によるものとし、文書による回答は行わない。

ウ．相談記録の作成、報告及び保存

1)相談記録の作成と報告等

- ・相談を受けた案件については、環境省が運用する事前相談管理システムで指定する様式（CSV-file）にて相談記録を作成するとともに、原則当日中に当該システムに登録し、経済産業省環境指導室に対し公開依頼伺いを行う。
- ・上記公開依頼伺いに際しては、当日の相談記録（エクセルファイル）を添付する。
- ・経済産業省との定期連絡会を設置し相談案件等に係る情報交換を行う。
- ・不適正事案等につき、環境指導室より事前相談資料の送付依頼があった際には、速やかに対応する。

2)記録の保存

- ・回答後の相談書類については、PDF 化を行い、データ保存用のハードディスク装置に格納のうえ、管理し、事業実施機関終了後、経済産業省環境指導室に提出する。
- ・相談記録及び相談者から入手した各種情報については、1 年間保管することとする。

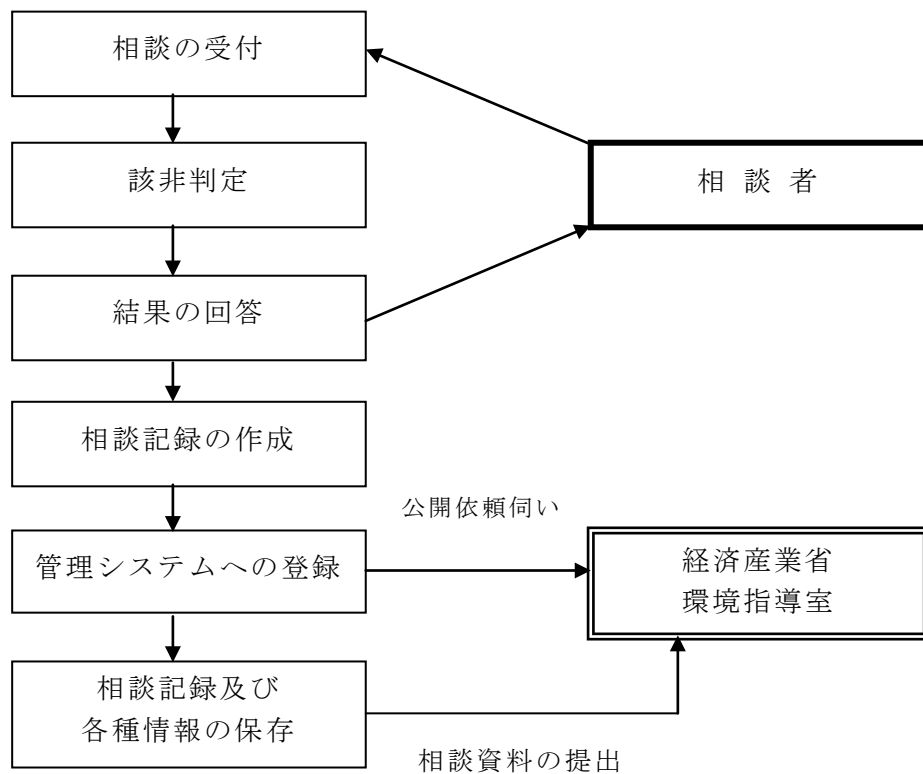


図 1 - 1 事前相談業務の流れ

エ. 実施体制

1)業務を行う場所

一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局
環境科学部 バゼル条約輸出入規制事前相談課

2)業務担当者

氏 名	所 属	備 考
羽 染 久	環境科学部長	統括管理
小 澤 賢	バゼル条約輸出入規制事前相談課長	
福 井 隆 広	バゼル条約輸出入規制事前相談課課員	
中 越 武 美	臨時職員	
長谷川浩一	臨時職員（～平成 27 年 11 月,平成 28 年 3 月）	
神 戸 敬 尚	臨時職員	
庄 司 澄 子	臨時職員	
深 水 恵 理	臨時職員	
小 松 貴 子	臨時職員（平成 27 年 7 月～）	
渋 谷 利 晴	臨時職員（平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月）	

(2) 再生資源等の輸出入実態に係る情報の整理・解析

事前相談業務に関する情報をデータ化し、月別、品目別、相手国別等の相談件数及び取引量を集計し、再生資源等の輸出入の動向及び相手国側規制や再生資源価格変動等との関連等について分析した。

- ①当該年度における品目別、月別、相手国別の相談件数及び取引量に関する集計解析
- ②事前相談実績と財務省貿易統計等との比較（事前相談のカバー率の推定）
- ③市況取引価格等の変動に対する事前相談件数の動向
- ④税関別事前相談実績

(3) 満足度調査

契約履行期間内の特定の期間（約1ヶ月）において、利用者満足度に関するアンケート調査票を相談者に配布し（約100社）、結果を取りまとめた。

以下の内容を含むアンケート票を作成し、メールまたはファクシミリにて相談者に送付し、回答を求めた。

- ・相談関係書類の作成・送付等に関すること。
- ・受付時間、申請から回答までの時間、相談員の対応等
- ・その他事前相談に関する意見・要望等

3. 業務実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

第2章 平成27年度事前相談業務実施状況

平成27年度内（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に経済産業省へ報告を行った相談実績(回答件数)に基づくスクラップ等の輸出入の概況は以下のとおり。

なお、本年は、メタルスクラップ、プラスチックスクラップ（以下「廃プラ」という。）、廃遊技機等（廃遊技機及び中古遊技機）、廃触媒、中古家電機器等を対象に事前相談を行った（具体的品目については、巻末「参考資料3」を参照されたい。）。

・集計期間：平成27年4月1日より平成28年3月31日

1. 事前相談の実施件数（総回答件数）

平成27年度の上記集計期間におけるバーゼル法規制に係る事前相談実施件数は、総計48,660件であった。

表2-1 月別相談実施件数（総括）

(回答件数)

	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	ガラスくず	廃プラ	廃油	廃船バッテリー	廃遊技機	古紙	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古船バッテリー	中古電気機器	中古遊技機	中古(その他製品)	その他	合計
平成24年 4月	1,328	17	0	3,203	0	0	66	0	27	8	0	109	8	25	11	4,802
5月	1,226	26	0	2,788	0	0	56	0	25	4	0	95	8	20	10	4,258
6月	1,347	13	0	3,355	0	0	50	0	20	12	0	111	13	24	13	4,958
7月	1,123	16	0	3,277	0	0	48	0	22	3	0	106	6	19	8	4,628
8月	804	12	0	2,533	0	0	38	0	20	46	0	38	4	16	10	3,521
9月	925	7	0	2,556	0	0	44	0	15	4	0	81	6	13	12	3,663
10月	1,060	18	0	3,074	0	0	55	0	16	6	0	79	9	12	9	4,338
11月	939	14	0	2,761	0	0	44	0	13	8	0	81	8	20	8	3,896
12月	976	14	0	2,589	0	0	51	0	11	6	0	88	9	15	9	3,768
平成25年 1月	814	13	0	1,795	0	0	38	0	11	2	0	83	10	15	10	2,791
2月	974	12	0	2,399	0	0	41	0	14	8	0	81	7	16	11	3,563
3月	1,318	21	0	2,929	0	0	38	0	15	5	0	105	7	20	16	4,474
合 計 (%)	12,834 (26.4)	183 (0.4)	0 (0.0)	33,259 (68.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	569 (1.2)	0 (0.0)	209 (0.4)	112 (0.2)	0 (0.0)	1,057 (2.2)	95 (0.2)	215 (0.4)	127 (0.3)	48,660 (100.0)

図2-1 相談件数(総括)の推移
(集計期間:2015/4/1～ 2016/3/31)

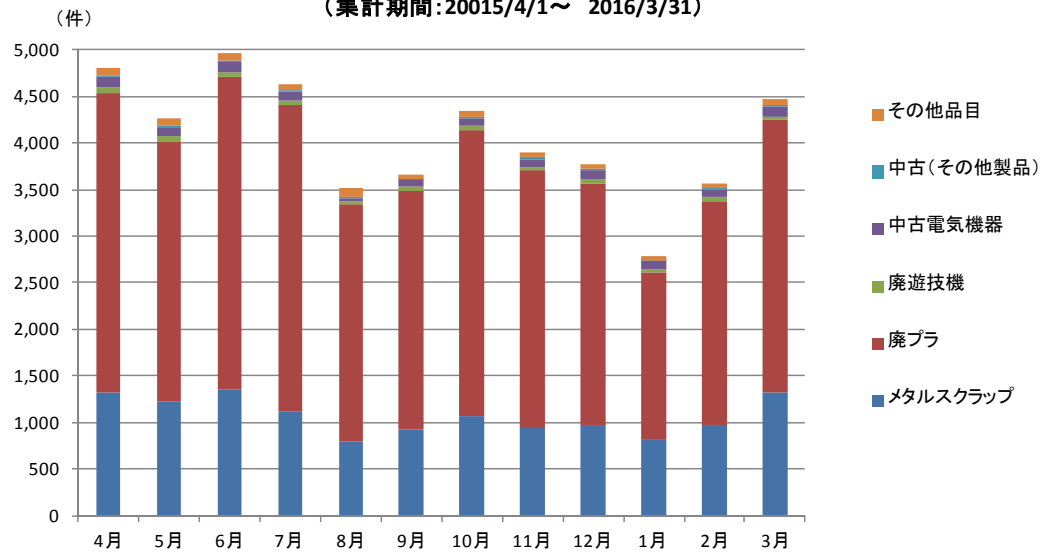
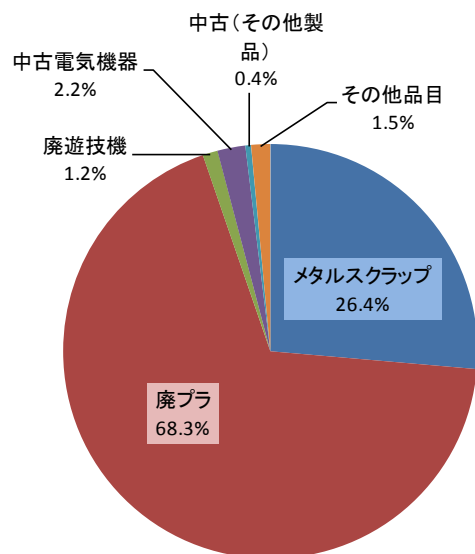


図2-2 相談件数(総括)の品目別割合
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



2. 輸出入別相談件数

輸出・輸入案件別の相談件数を表 2－2 に示す。

輸出案件相談件数 48,187 件に対し、輸入案件は 473 件であった。

表 2－2 輸出入別相談件数（総括）

（回答件数）

	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	廃遊技機	灰・スラグ・ドロス・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古遊技機	中古（その他製品）	その他	合計
輸出	12,525	183	33,234	569	147	64	1,093	99	213	60	48,187
輸入	309	0	25	0	62	8	1	0	1	67	473
合計	12,834	183	33,259	569	209	72	1,094	99	214	127	48,660

3. 輸出先国・輸入先国別相談件数

（1）輸出先国別相談件数

当センターに寄せられた輸出相談案件につき、輸出先国別に相談件数を整理したものを図 2－3 及び表 2－3 に示す。輸出相談案件の 74.4%が、中国及び香港を仕向地とするものであった。

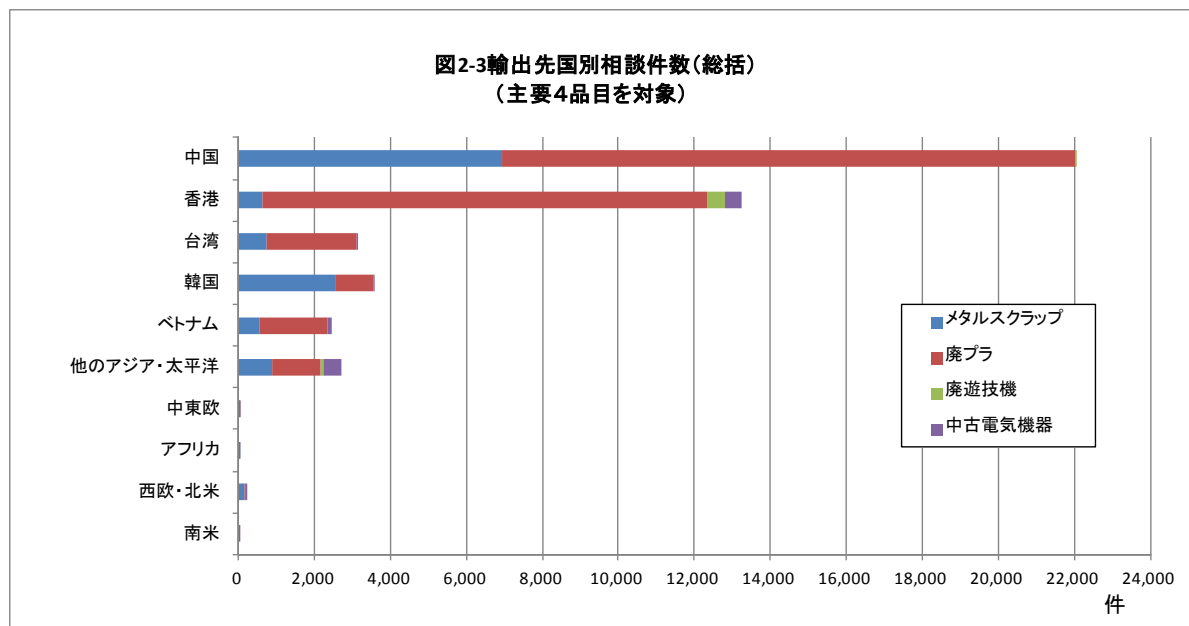


表 2－3 輸出先国別相談件数（総括）

（回答件数）

輸出相手国	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	廃遊技機	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古遊技機	中古（その他製品）	その他	合計
中国	6,940	18	15,102	3	119	0	0	0	4	23	22,209
香港	652	9	11,680	489	1	0	436	5	9	8	13,289
台湾	756	47	2,357	0	0	13	10	77	21	10	3,291
韓国	2,559	63	982	0	12	27	5	11	21	10	3,690
モンゴル	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
フィリピン	19	0	2	5	1	0	143	4	45	1	220
インドネシア	423	1	32	0	0	0	4	0	1	0	461
タイ	139	0	379	5	2	2	13	0	20	0	560
ベトナム	550	19	1,798	0	1	6	118	0	27	2	2,521
マレーシア	80	10	796	67	0	0	0	0	12	3	968
シンガポール	17	0	5	0	0	0	1	0	2	0	25
ラオス	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
ミャンマー	3	0	3	0	0	0	29	0	0	0	35
カンボジア	0	0	0	0	0	0	250	0	0	0	250
パキスタン	25	0	4	0	0	0	5	0	2	0	36
インド	171	15	50	0	6	0	0	0	0	0	242
スリランカ	0	0	2	0	0	0	1	0	4	0	7
バングラディシュ	16	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18
ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
アフガニスタン	0	0	1	0	0	0	3	0	1	0	5
カザフスタン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
チェコ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
グルジア	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
トルコ	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	5
レバノン	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8
サウジアラビア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アラブ首長国連邦	0	0	1	0	0	0	22	0	26	0	49
ベルギー	6	0	1	0	3	0	0	0	0	0	10
ドイツ	13	0	3	0	1	1	0	0	0	0	18
オーストリア	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
フランス	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
イタリア	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
ギリシャ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
オランダ	4	0	0	0	0	6	3	0	0	0	13
スイス	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
スペイン	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
英国	26	0	0	0	0	0	0	1	0	2	29
スウェーデン	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
米国	84	0	10	0	1	9	0	1	0	1	106
カナダ	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
トーゴ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	8	0	5	0	13
タンザニア	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	26
ギニア	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
カメルーン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
南アフリカ共和国	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
チリ	0	0	0	0	0	0	8	0	5	0	13
ガイアナ	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
ニュージーランド	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
オーストラリア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	12,525	183	33,234	569	147	64	1,093	99	213	60	48,187

(2) 輸入先国別相談件数

当センターに寄せられた輸入相談案件については、以下の表 2－4 に示すとおりである。

表 2－4 輸入先国別相談件数（総括）

(回答件数)

輸入相手国	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	廃遊技機	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古遊技機	中古(その他製品)	その他	合計
中国	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12
香港	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
台湾	18	0	9	0	0	0	0	0	0	41	68
韓国	109	0	0	0	0	4	0	0	0	0	113
フィリピン	46	0	0	0	3	0	0	0	0	0	49
インドネシア	11	0	0	0	3	0	0	0	0	0	14
タイ	18	0	6	0	10	1	0	0	0	0	35
ベトナム	2	0	7	0	1	0	0	0	0	0	10
マレーシア	14	0	0	0	2	1	0	0	0	0	17
シンガポール	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
ミャンマー	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
インド	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
バングラディシュ	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
ロシア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ドイツ	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
イタリア	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
オランダ	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4
スペイン	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
英国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
米国	32	0	0	0	25	0	0	0	0	25	82
メキシコ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
ニュージーランド	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
オーストラリア	0	0	0	0	18	0	0	0	0	1	19
計	309	0	25	0	62	8	1	0	1	67	473

4. 相談者の業種

バーゼル法規制に係る事前相談を寄せてくる「相談者」の業種について整理したものを表 2－5 に示す。

表 2－5 相談者の業種別相談件数（総括）

(回答件数)

業種	メタルスクラップ	ゴムスクラップ	廃プラ	廃遊技機	灰・スラグ・ドross・汚泥	廃触媒	中古電気機器	中古遊技機	中古(その他製品)	その他	合計
【輸出】											
通関業者	3,072	1	6,270	107	22	3	64	21	78	8	9,646
輸出者	7,591	154	17,045	255	124	61	589	51	101	36	26,007
輸出代行	1,862	28	9,919	207	1	0	440	27	34	16	12,534
合計	12,525	183	33,234	569	147	64	1,093	99	213	60	48,187
【輸入】											
通関業者	35	0	0	0	51	1	1	0	1	0	89
輸入者	266	0	22	0	11	7	0	0	0	67	373
輸入代行	8	0	3	0	0	0	0	0	0	0	11
合計	309	0	25	0	62	8	1	0	1	67	473

５．スクラップ等の輸出事前相談結果概況

平成２７年４月から平成２８年３月までの１年間の相談実績をベースに、メタルスクラップ、廃プラスチック、廃触媒、廃遊技機等、中古家電機器等の輸出の現状について関係情報（件数及び取引量）の整理を行った。

なお、ここでは、取引量の重複集計を避けるため、貨物内容の種類や量の変更等による再申請案件等については集計から除外した。したがって、ここで表記される相談件数については、前項にて示した数値とは異なっていることに留意されたい。

（１）集計期間：平成２７年４月１日より平成２８年３月３１日

（２）その他：・件数は、事前相談件数（再申請案件等を除外）

・取引量は、事前相談書類として添付されるインボイスに記載されている取引量（NET）

表２－６ スクラップ等の輸出入に係る相談件数及び取引量

	メタルスクラップ		ゴムスクラップ		廃プラ		灰・スラグ・ドロス・汚泥	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	12,314	8,302,629.8	182	5,290.1	32,735	1,609,574.6	144	15,333.4
輸入	309	5,811.8	0	0	25	359.1	62	2,867.9

	廃遊技機等				廃触媒		中古電気機器	
	廃遊技機		中古遊技機					
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	558	21,114.6	98	271.8	64	2,142.3	1,086	12,941.3
輸入	0	0	0	0	8	183.6	1	44

	中古（その他製品）		その他	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
輸出	212	8,722.9	57	1,968.2
輸入	1	28.0	67	5,425.6

５－１ メタルスクラップの輸出事前相談結果概況

表２－７ メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	752	248,066	705	218,655	755	221,229	546	171,893	421	154,686	522	196,422	555	203,921	500	161,017	512	183,443	366	139,376	472	161,239	700	223,648	6,806	2,283,597
香港	73	2,668	58	1,786	69	2,532	67	2,055	43	1,247	45	1,616	56	1,909	46	1,404	48	1,333	31	1,201	46	1,962	57	1,678	639	21,391
台湾	94	114,037	65	43,760	73	19,793	58	16,872	35	3,654	41	7,492	50	54,696	69	87,930	55	78,863	43	70,117	67	74,530	97	114,464	747	686,208
韓国	258	271,867	253	330,893	277	328,133	271	360,386	176	221,103	160	252,538	169	155,324	155	194,537	166	212,723	196	282,460	204	260,793	248	263,505	2,533	3,134,265
フィリピン	2	47	0	0	1	18	5	146	0	0	2	41	3	71	3	77	1	20	1	15	0	0	1	21	19	455
インドネシア	24	10,017	15	11,927	7	2,509	15	4,053	14	4,869	35	13,402	47	19,904	60	26,099	68	26,775	35	12,740	47	18,562	46	19,067	413	169,925
タイ	12	1,542	8	1,232	15	2,226	14	1,715	13	995	10	1,032	12	1,594	6	538	14	3,053	6	1,156	12	2,698	14	3,489	136	21,271
ベトナム	29	81,269	45	155,616	65	203,897	65	168,462	32	93,200	29	87,188	49	179,712	37	141,643	39	134,181	36	125,774	46	192,468	70	224,990	542	1,788,399
マレーシア	10	2,330	5	810	7	4,620	10	883	6	633	6	296	8	193	4	125	3	105	9	2,701	5	621	7	1,661	80	14,978
シンガポール	6	54	0	0	2	45	1	21	1	19	0	0	3	73	1	9	1	1	1	0	0	0	0	0	16	224
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	0	0	1	26	0	0	0	0	2	48
パキスタン	5	522	0	0	2	237	1	9	1	14	2	314	2	460	2	419	1	200	2	300	3	899	4	296	25	3,670
インド	9	1,074	15	2,297	11	1,768	12	1,635	8	1,358	13	1,909	27	15,404	17	4,335	9	2,665	16	3,949	15	33,185	16	2,451	168	72,027
バングラディシュ	0	0	0	0	0	0	2	10,500	0	0	0	0	2	26,250	0	0	3	25,500	5	37,600	1	500	3	1,450	16	101,800
カザフスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
チェコ	0	0	0	0	1	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	43	0	0	0	0	1	71	3	188
トルコ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	39	1	39
サウジアラビア	1	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
ベルギー	0	0	1	22	0	0	1	1	0	0	1	0	1	44	0	0	2	65	0	0	0	0	0	0	6	132
ドイツ	2	38	1	12	1	9	1	46	1	11	2	18	0	0	0	0	1	24	1	104	1	4	2	73	13	339
イタリア	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36
オランダ	0	0	0	0	1	23	0	0	1	61	2	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	343
スペイン	0	0	0	0	2	152	2	114	1	145	2	140	2	127	2	124	2	160	2	100	2	100	3	180	20	1,343
英国	1	10	1	5	3	34	1	24	5	108	2	20	6	92	0	0	2	11	0	0	0	0	5	57	26	360
スウェーデン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
米国	3	49	10	115	10	126	7	86	9	206	5	79	9	145	3	77	5	110	7	89	13	185	2	36	83	1,302
カナダ	1	19	0	0	2	33	1	55	1	19	1	14	0	0	1	19	0	0	0	0	1	27	1	29	9	214
南アフリカ共和国	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	15
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9
計	1,282	733,661	1,183	767,136	1,304	787,456	1,080	738,955	769	482,363	883	562,800	1,001	659,919	907	618,374	934	669,276	758	677,708	935	747,774	1,278	857,207	12,314	8,302,630

注：平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの集計結果。

図2-4 メタルスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

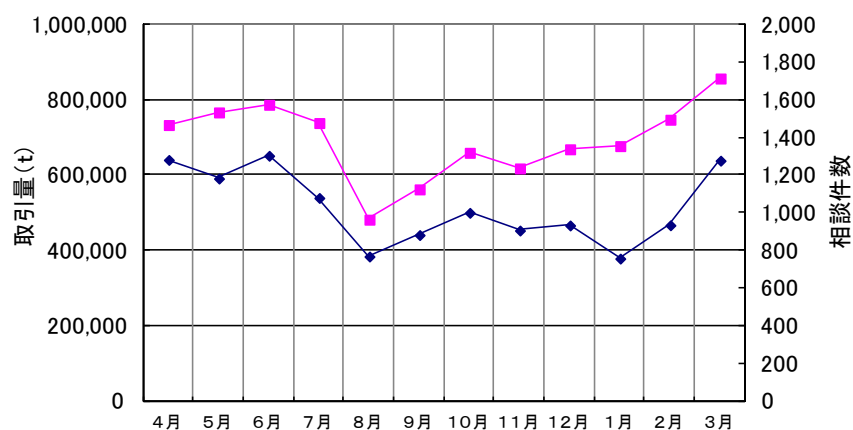


図2-5 輸出先国別相談件数(メタルスクラップ)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

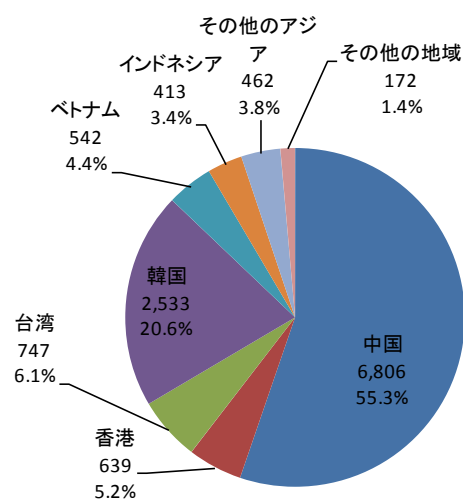
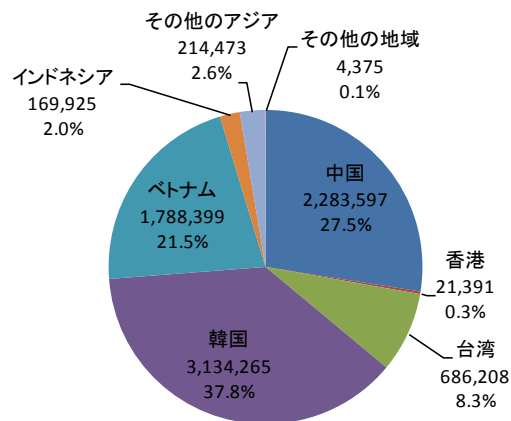


図2-6 輸出先国別取引量(t)(メタルスクラップ)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)



5-2 ゴムスクラップの輸出事前相談結果概況

表2-8 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	28	1	25	1	28	2	72	2	92	0	0	4	177	1	25	3	125	0	0	2	51	1	51	18	674
香港	1	27	1	44	0	0	1	22	1	19	1	25	1	25	1	20	0	0	1	20	0	0	0	0	8	201
台湾	2	48	6	127	4	91	5	104	1	21	2	40	2	46	5	135	6	176	7	243	2	71	5	211	47	1,313
韓国	9	209	12	258	4	116	6	145	5	131	2	39	6	168	3	60	2	61	4	153	4	106	6	285	63	1,732
インドネシア	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	15
ベトナム	1	52	0	0	2	50	0	0	1	25	0	0	4	85	3	78	2	52	1	25	3	70	2	50	19	487
マレーシア	1	52	2	100	0	0	1	52	1	9	1	26	0	0	1	50	1	50	0	0	1	51	1	77	10	466
インド	2	69	3	73	2	51	0	0	1	23	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	6	148	15	385
バングラディシュ	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
計	17	484	26	641	13	335	16	412	12	321	6	129	18	524	14	368	14	464	13	440	12	350	21	822	182	5,290

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-7 ゴムスクラップの輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間:2015/4/1~2016/3/31)

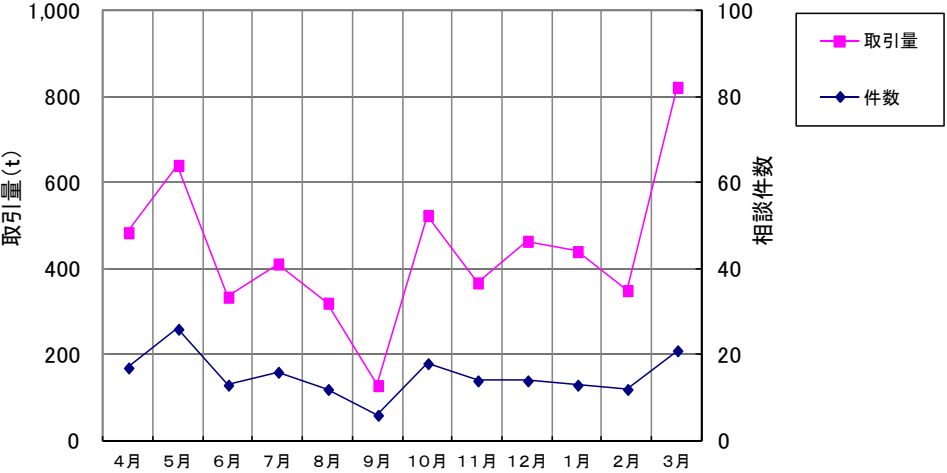


図２－８ 輸出先国別相談件数(ゴムスクラップ)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

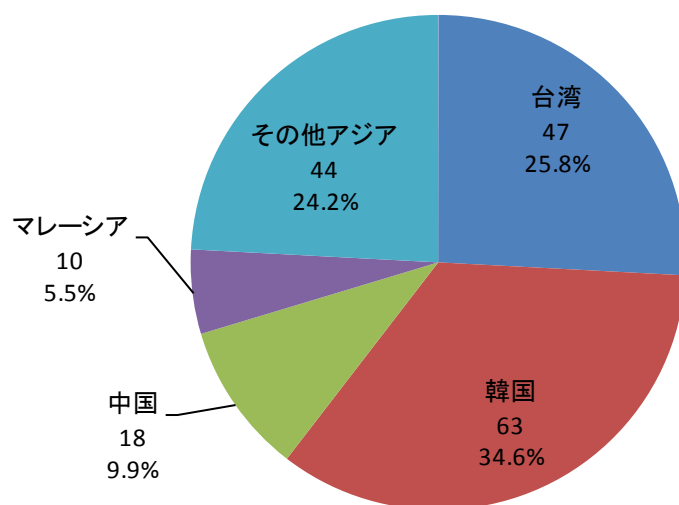
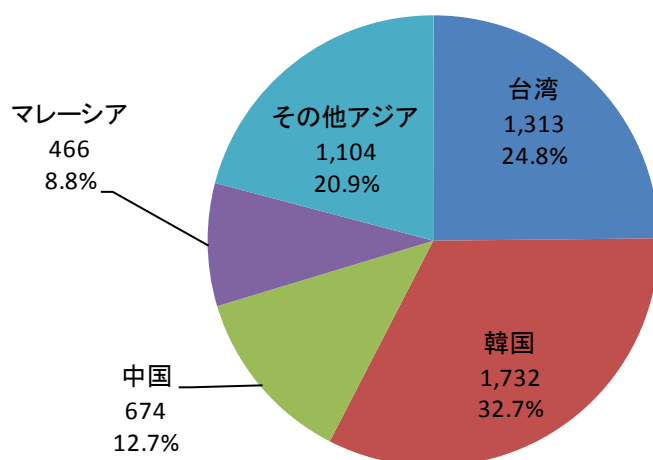


図２－９ 輸出先国別国別取引量(t) (ゴムスクラップ)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)



５－３ 廃プラの輸出事前相談結果概況

表２－９ 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計		
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	
中国	1,453	86,976	1,264	75,143	1,517	89,744	1,475	88,073	1,165	71,429	1,199	74,426	1,443	87,067	1,284	79,530	1,075	64,604	711	46,235	1,048	67,426	1,250	76,032	14,884	906,684	
香港	1,142	47,028	1,024	42,168	1,213	49,845	1,132	44,398	845	34,670	889	36,393	995	38,886	909	37,587	894	36,867	614	24,521	822	35,567	1,048	44,074	11,527	472,003	
台湾	254	8,713	201	6,784	247	8,377	241	7,727	170	6,344	148	5,531	216	7,511	186	6,215	202	7,332	120	3,862	140	5,001	203	7,243	2,328	80,641	
韓国	91	2,981	68	2,346	82	2,800	87	2,904	84	2,928	81	2,703	99	3,494	85	3,034	85	2,940	71	2,734	67	2,353	75	2,506	975	33,721	
フィリピン	1	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	67	2	159	
インドネシア	1	42	3	74	2	56	6	133	1	53	3	77	2	100	3	164	3	94	2	46	3	46	1	24	30	910	
タイ	10	509	14	385	6	183	16	603	11	385	14	448	36	2,017	40	2,010	46	1,929	60	3,052	66	3,549	49	2,838	368	17,909	
ベトナム	141	4,584	110	4,163	166	5,466	171	5,867	147	4,650	125	4,087	153	4,926	125	3,806	152	5,087	113	4,003	150	6,194	189	7,272	1,742	60,105	
マレーシア	70	3,380	62	2,437	74	2,866	79	3,942	59	2,448	58	2,382	82	3,726	70	3,389	79	3,471	40	1,741	47	1,982	54	2,296	774	34,058	
シンガポール	0	0	1	43	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	60	0	0	0	0	0	0	4	128	
ラオス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	103	2	76	0	0	0	0	0	0	3	179	
ミャンマー	0	0	0	0	1	90	2	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	204	
パキスタン	0	0	0	0	0	0	1	25	1	10	0	0	1	25	0	0	0	0	1	11	0	0	0	0	4	71	
インド	1	27	5	203	1	25	3	76	4	128	2	97	4	129	6	181	5	228	5	201	5	145	9	257	50	1,697	
スリランカ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	1	53	0	0	0	0	0	0	0	0	2	78	
バングラディシュ	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	
アフガニスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	1	24	
トルコ	0	0	1	53	0	0	1	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31	3	142	
レバノン	0	0	1	24	0	0	1	24	0	0	1	47	1	25	0	0	2	49	0	0	1	25	1	25	8	218	
アラブ首長国連邦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	48	
ベルギー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	26	1	26	
ドイツ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	1	2	0	0	1	6	0	0	0	0	0	3	21
オーストリア	0	0	0	0	0	0	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	13	
フランス	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	1	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	59	
イタリア	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	2	40	
スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
米国	0	0	0	0	1	3	1	3	46	1	20	0	0	1	37	0	0	1	3	1	20	1	102	10	232		
ニュージーランド	0	0	0	0	0	0	0	0	1	40	1	40	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	2	80	5	180	
計	3,165	154,353	2,755	133,844	3,311	159,479	3,217	153,960	2,493	123,156	2,523	126,296	3,035	147,999	2,714	136,129	2,548	122,762	1,739	86,416	2,350	122,307	2,885	142,873	32,735	1,609,575	

注：平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの集計結果。

図2-10 廃プラの輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

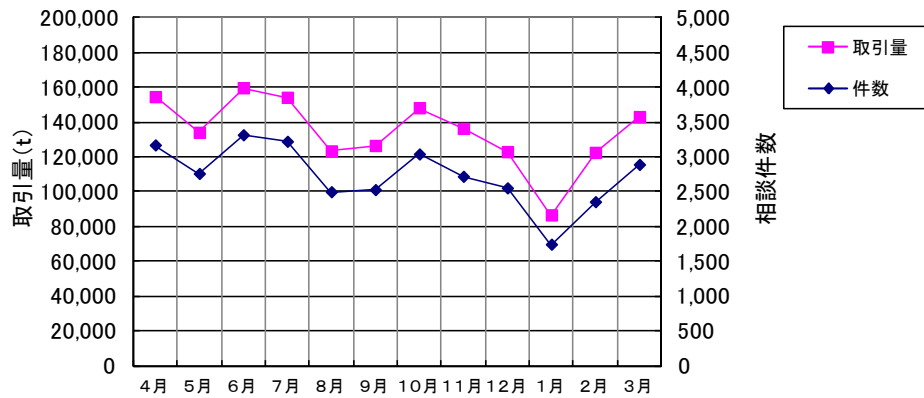


図2-11 輸出先国別相談件数(廃プラ)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

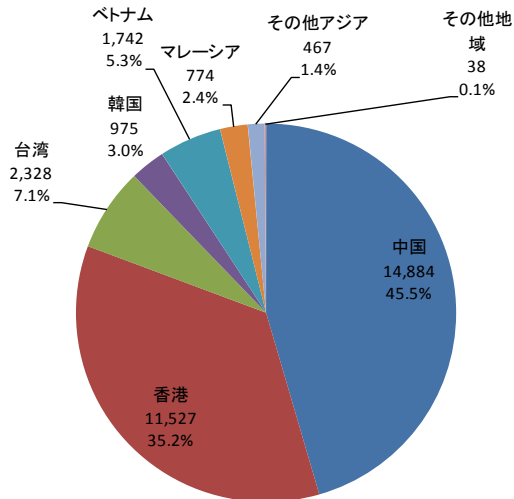
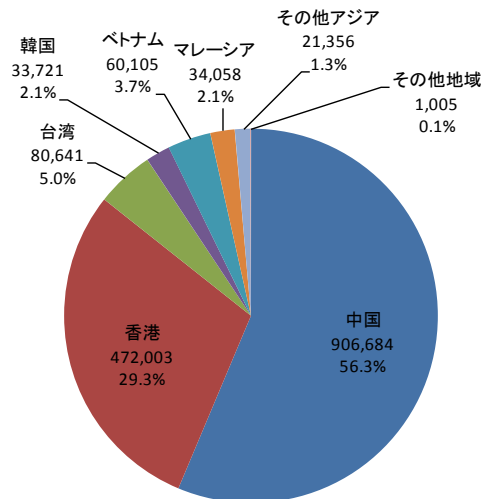


図2-12 輸出先国別取引量(t) (廃プラ)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



参考：PET スクラップの輸出事前相談結果概況

事前相談記録簿をベースに、平成27年度におけるPETスクラップの輸出概況を整理した。

・集計期間：平成27年4月1日より平成28年3月31日

1. 対象期間内におけるPETスクラップの輸出概況

平成27年度集計期間内における廃プラスチックの輸出に係る事前相談件数(32,735件)のうち、PET及びPETを含む廃プラスチックの輸出件数は、ボトルプレス品で125件、ボトル粉碎品3,874件、その他のPETスクラップ6,278件であった。

取引量でみると、ボトルプレス品及びボトル粉碎品が合計27.3万t、その他PETスクラップが13.2万tという状況であった。

2. PETスクラップの輸出先国

PETスクラップの輸出先国は、中国、香港、台湾、韓国、ベトナム、マレーシア等の15カ国であり、取引量でみると、約95.6%が中国・香港に流れている。

3. PETスクラップ貨物の形態

貨物の形態は、ボトル粉碎品、ボトルプレス品、成型品屑、ロール・フィルム屑、繊維屑等がみられ、中でもボトル粉碎品では中国への輸出が25.2万t(95.2%)と最も多い。

表2-10 PETスクラップ輸出に係る輸出国別相談件数及び取引量

輸出相手国	ボトルプレス品		ボトル粉碎品		その他のPETスクラップ		合計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数*	取引量(t)
中国	101	7,190	3,535	252,393	3649	97,041	7,285	356,624
香港	9	72	159	3,971	2340	26,450	2508	30,492
台湾	7	268	52	3,441	135	3,292	194	7,001
韓国	1	33	54	2,321	121	4,226	176	6,580
インドネシア	0	0	0	0	3	64	3	64
フィリピン	1	67	0	0	0	0	1	67
タイ	2	125	7	241	5	42	14	409
ベトナム	3	22	22	1,286	20	712	45	2,021
マレーシア	1	133	36	1,256	2	18	39	1,406
ラオス	0	0	0	0	1	103	1	103
スリランカ	0	0	0	0	1	25	1	25
オーストリア	0	0	0	0	1	5	1	5
ドイツ	0	0	1	2	0	0	1	2
米国	0	0	3	142	0	0	3	142
ニュージーランド	0	0	5	180	0	0	5	180
計	125	7,910	3,874	265,233	6,278	131,979	10,277	405,121

* 形態の異なる貨物を同時に輸出する事案があるため重複集計となる。

図2－13 PETスクラップ輸出に係る月別取引量(t)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

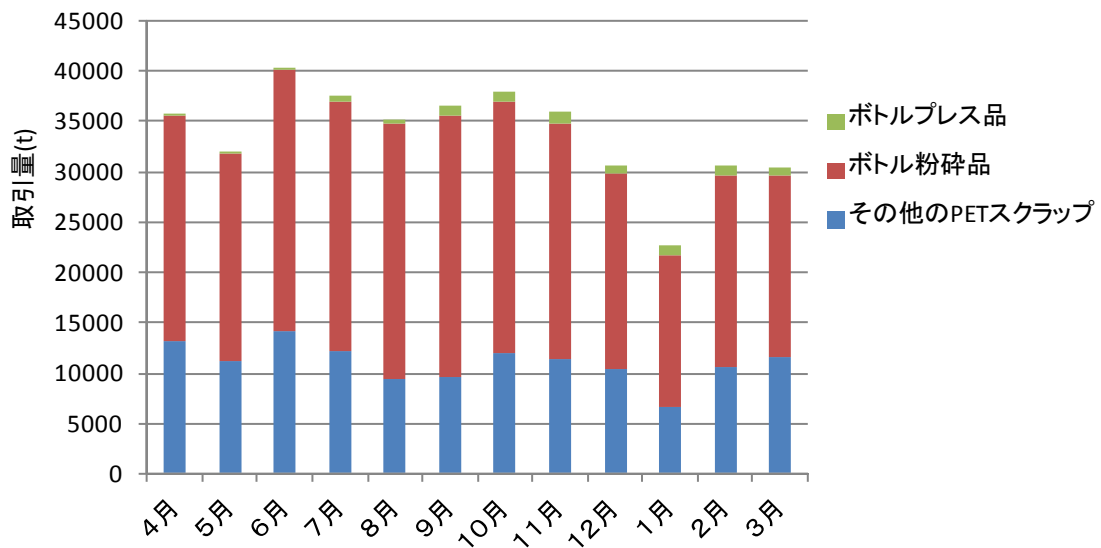
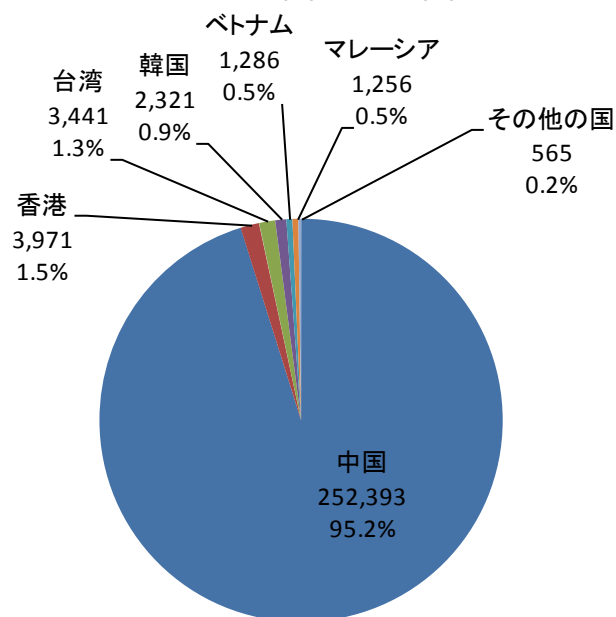


図2－14 PETボトル粉碎品の輸出先国別取引量(t)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)



5-4 廃遊技機の輸出事前相談結果概況

表2-11 廃遊技機の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	0	0	1	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	26	0	0	0	0	3	326
香港	60	2,098	49	1,790	45	1,801	43	1,436	33	991	39	1,596	39	1,689	38	1,297	45	1,593	31	910	34	830	32	884	488	16,917
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	113	0	0	2	82	0	0	0	0	0	0	5	196
タイ	0	0	0	0	0	0	2	83	1	31	1	48	1	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	210
マレーシア	6	352	5	410	4	318	2	124	4	299	4	295	9	422	6	245	2	91	5	262	5	295	5	354	57	3,466
計	66	2,450	55	2,500	49	2,119	47	1,643	38	1,321	44	1,939	52	2,272	44	1,542	49	1,767	38	1,198	39	1,125	37	1,238	558	21,115

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

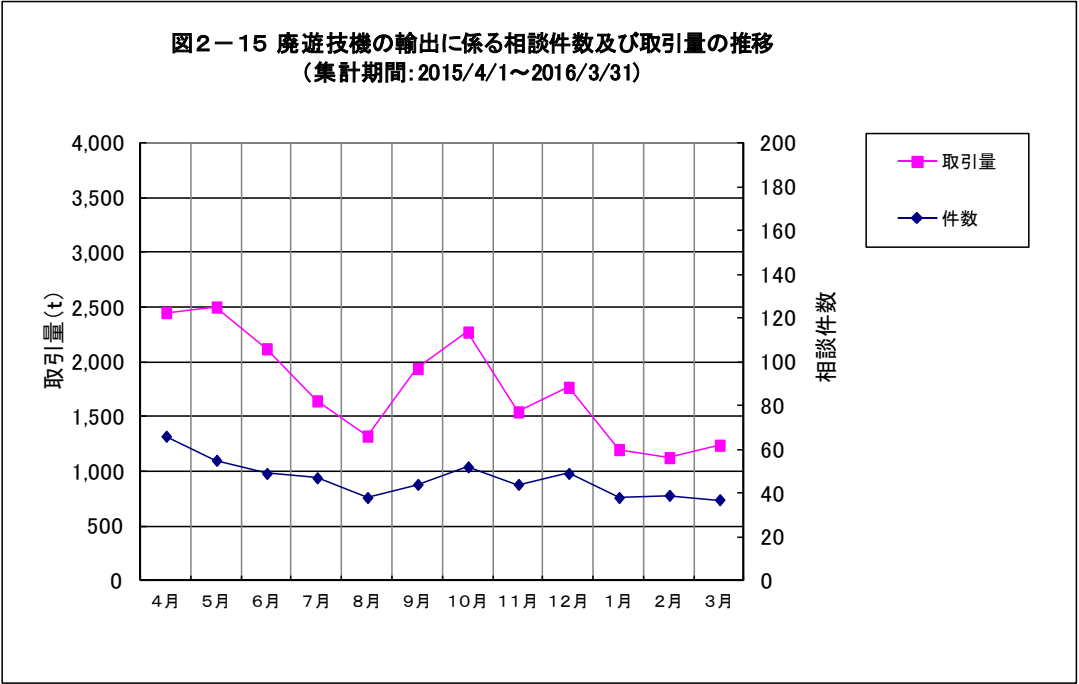


図2-16 輸出先国別相談件数(廃遊戯機)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

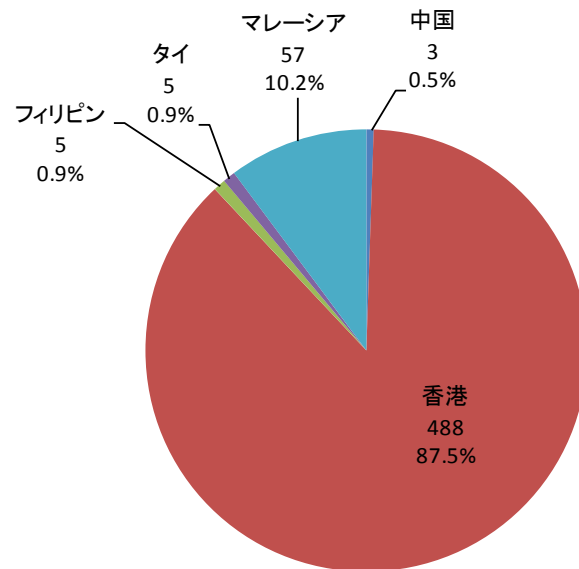
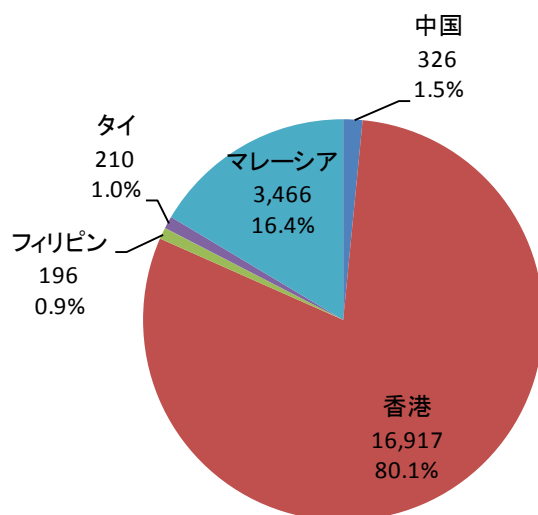


図2-17 輸出先国別取引量(t)(廃遊戯機)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



5-5 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出事前相談結果概況

表2-12 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	11	1,080	9	1,000	11	1,260	16	1,580	10	1,306	9	1,040	12	1,500	10	1,120	4	740	7	1,620	9	1,160	8	800	116	14,186
香港	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19	1	19
韓国	2	57	1	34	1	17	1	34	1	34	1	34	1	34	1	17	1	34	1	34	1	17	0	0	12	346
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31
タイ	0	0	0	0	0	0	0	0	2	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	103
ベトナム	0	0	0	0	1	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	51
インド	2	225	0	0	2	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	65	0	0	0	0	0	0	6	453
ベルギー	1	60	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	108
ドイツ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20
米国	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
計	17	1,418	11	1,056	15	1,490	17	1,614	13	1,444	10	1,074	15	1,590	11	1,137	7	839	8	1,654	10	1,177	10	839	144	15,333

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-18 灰・スラグ・ドロス・汚泥の輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間: 2015/4/1~2016/3/31)

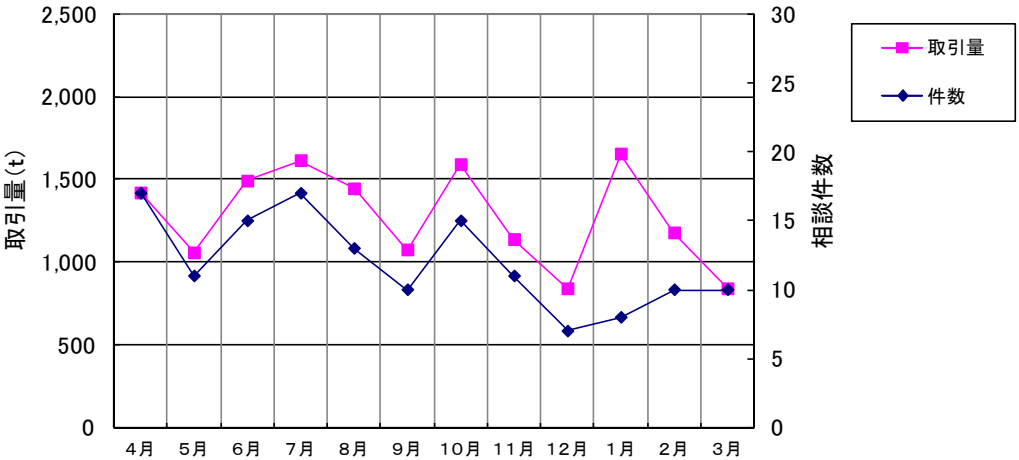


図2－19 輸出先国別相談件数(灰・スラグ・ドロス・汚泥)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

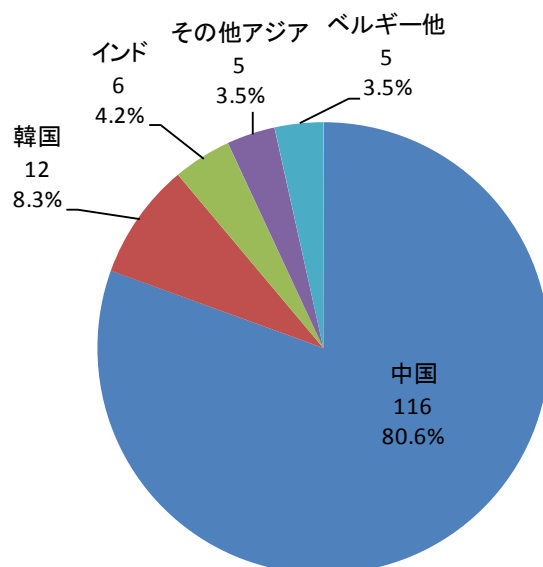
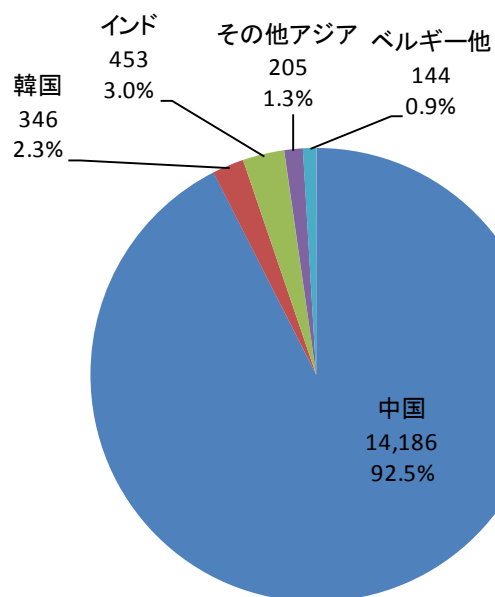


図2－20 輸出先国別取引量(t) (灰・スラグ・ドロス・汚泥)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)



5-6 廃触媒の輸出事前相談結果概況

表2-13 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
台湾	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	457	2	1	2	1	2	133	1	0	1	1	3	20	13	614
韓国	3	20	1	6	5	45	2	25	3	17	2	17	1	24	4	36	2	14	1	6	2	19	1	6	27	234
タイ	1	147	0	0	1	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	264
ベトナム	1	15	0	0	1	13	0	0	1	15	0	0	1	370	0	0	0	0	0	0	2	169	0	0	6	583
ドイツ	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8
オランダ	1	127	0	0	3	118	0	0	1	51	0	0	0	0	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	6	317
米国	1	13	1	14	0	0	1	15	1	13	1	10	1	15	0	0	1	18	0	0	1	13	1	12	9	122
計	8	329	2	20	10	293	3	40	7	97	4	484	5	411	7	59	5	165	2	6	6	202	5	38	64	2,142

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-21 廃触媒の輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間:2015/4/1~2016/3/31)

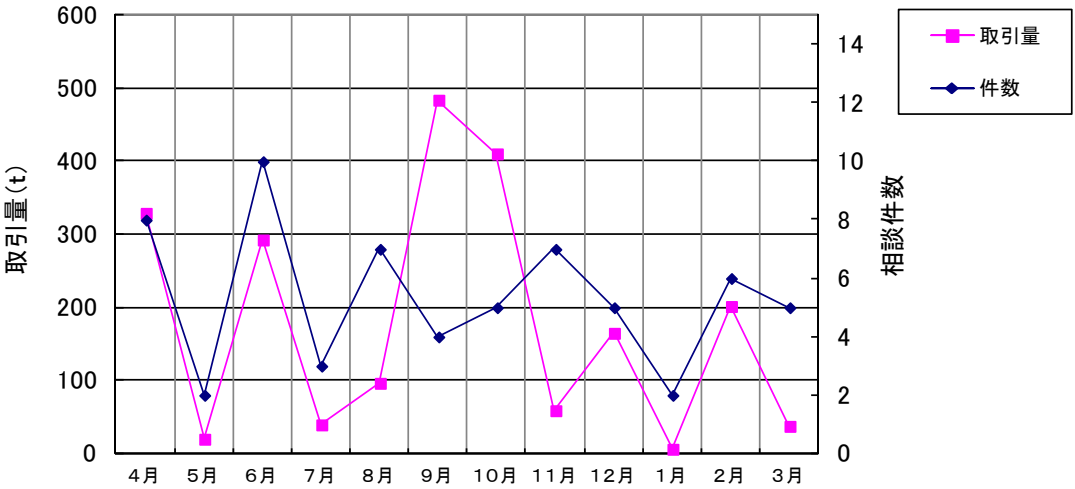


図2-22 輸出先国別相談件数(廃触媒)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

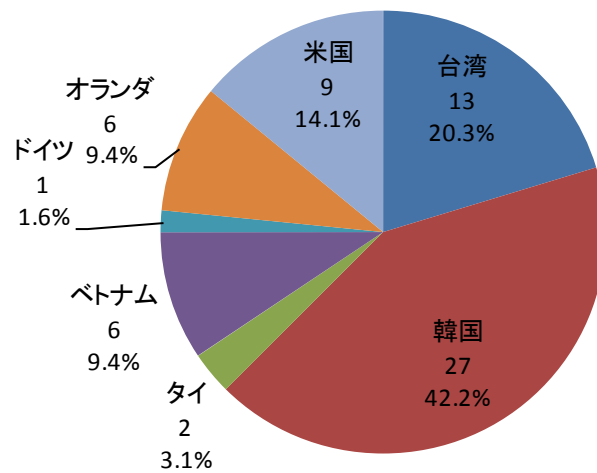
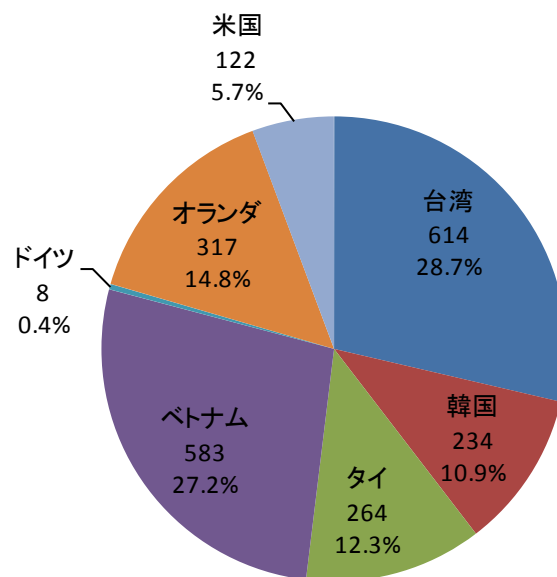


図2-23 輸出先国別取引量(t) (廃触媒)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



5-7 中古電気機器の輸出事前相談結果概況

表2-14 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量	件数	取引量(t)
香港	47	808	41	713	50	739	42	573	25	394	29	460	37	573	29	374	40	616	30	485	29	444	37	585	436	6,765
台湾	0	0	0	0	2	23	4	67	1	23	1	2	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	1	2	10	123
韓国	2	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	5	20
フィリピン	18	191	13	165	11	130	13	220	8	82	14	225	9	155	8	78	4	112	15	199	13	151	15	108	141	1,816
インドネシア	1	29	1	46	0	0	0	0	0	0	1	52	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	4	133
タイ	0	0	3	25	2	60	1	14	0	0	2	3	1	7	0	0	0	0	3	16	1	14	0	0	13	139
ベトナム	13	143	7	91	14	178	14	161	14	153	8	91	5	61	7	106	14	205	5	70	7	99	9	136	117	1,492
シンガポール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14
ミャンマー	1	3	0	0	2	6	1	7	1	2	0	0	1	5	5	24	1	7	2	8	7	18	7	34	28	116
カンボジア	22	151	20	150	18	124	17	123	20	156	19	167	19	141	22	181	22	175	23	169	20	162	26	240	248	1,938
パキスタン	1	18	1	10	0	0	1	14	0	0	0	0	1	14	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	5	66
スリランカ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
アフガニスタン	1	10	0	0	0	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	3	24
グルジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
アラブ首長国連邦	0	0	4	19	1	6	2	3	1	15	1	1	1	7	3	14	2	8	2	14	2	20	3	15	22	121
オランダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	1	7	0	0	1	5	3	16
トーゴ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
ナイジェリア	0	0	3	41	1	6	0	0	1	6	1	17	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	8	71
タンザニア	0	0	1	1	6	9	4	7	2	1	5	5	3	3	2	2	2	4	0	0	0	0	0	0	25	33
ギニア	1	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	8
チリ	1	7	1	7	1	6	3	13	1	8	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	47
ガイアナ	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
計	109	1,364	95	1,267	110	1,288	105	1,204	77	851	81	1,022	79	985	79	790	87	1,135	82	967	80	917	102	1,151	1,086	12,941

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-24 中古電気機器の輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

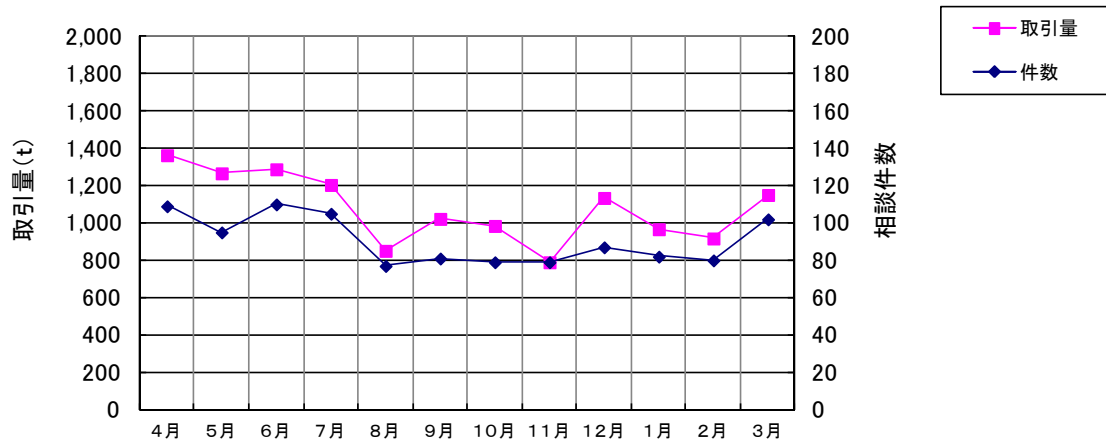


図2-25 輸出先国別相談件数(中古電気機器)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

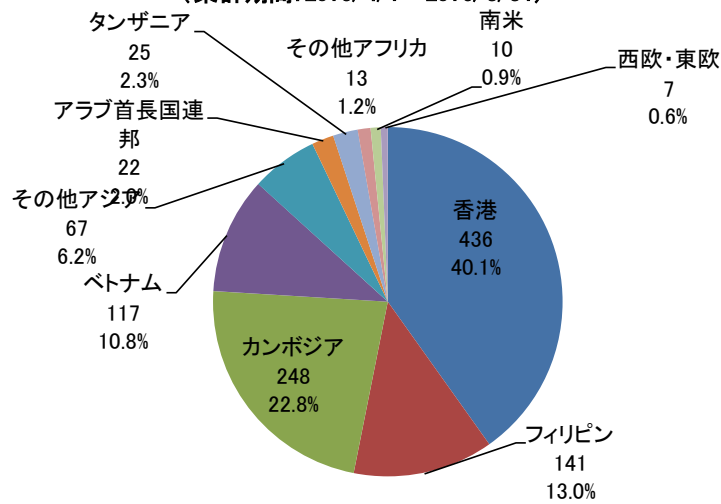
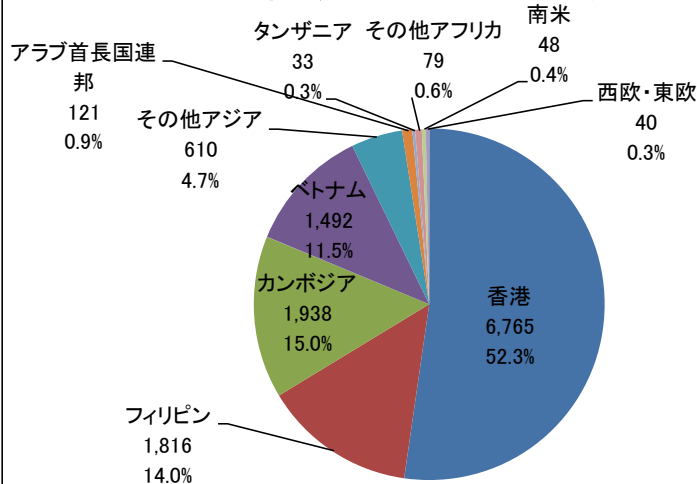


図2-26 輸出先国別取引量(t)(中古電気機器)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



5-8 中古遊技機の輸出事前相談結果概況

表2-15 中古遊技機の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
香港	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21	0	0	1	24	1	6	0	0	5	66
台湾	7	16	7	13	10	15	6	18	5	12	6	18	6	14	7	16	7	14	6	13	4	10	6	12	77	172
韓国	1	1	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	4	1	2	1	0	2	2	1	1	0	0	11	11
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	0	0	2	8
英国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	4
米国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7
計	8	17	8	13	13	32	6	18	5	12	6	18	9	25	10	39	8	14	10	43	8	24	6	12	97	268

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

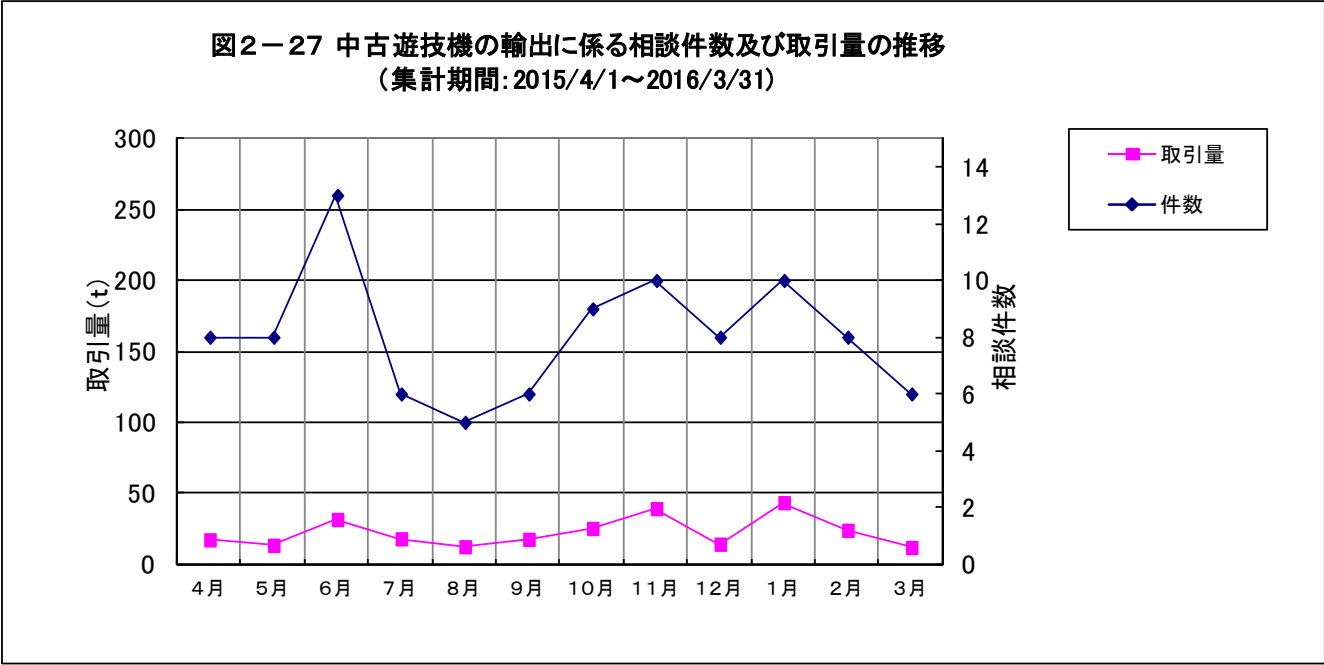


図2-28 輸出先国別相談件数(中古遊技機)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)

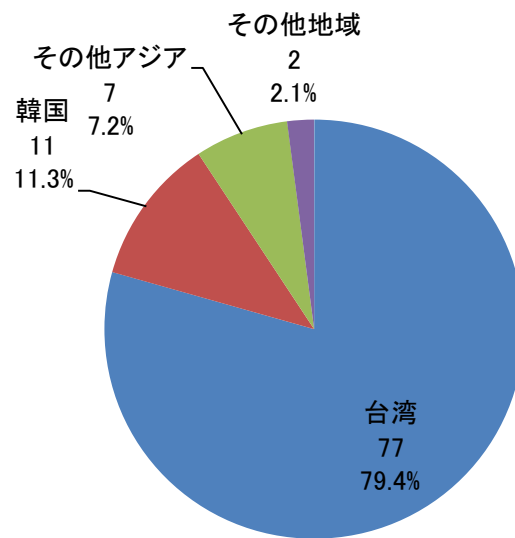
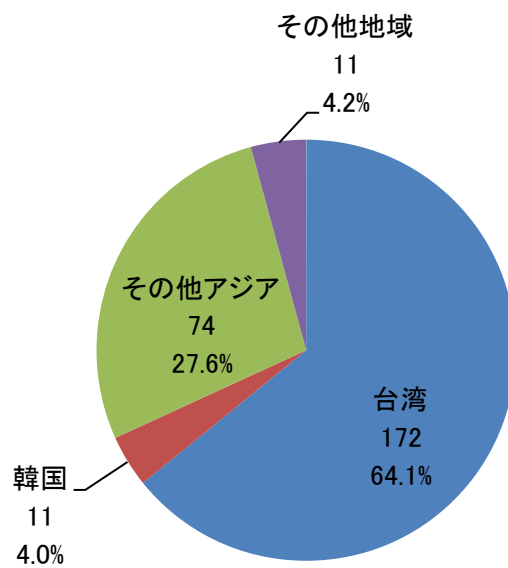


図2-29 輸出先国別取引量(t)(中古遊技機)
(集計期間:2015/4/1～2016/3/31)



5-9 中古（その他製品）の輸出事前相談結果概況

表2-16 中古（その他製品）の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	1	253	0	0	0	0	1	610	0	0	0	0	1	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	932
香港	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	3	1	23	0	0	1	67	3	13	1	14	9	123
台湾	1	45	4	400	2	397	1	190	3	1,041	1	148	2	537	0	0	2	69	1	56	2	394	2	98	21	3,375
韓国	4	202	4	278	1	36	3	134	1	38	1	75	1	75	1	104	1	97	1	70	1	127	2	90	21	1,325
モンゴル	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	4	16
フィリピン	5	49	5	46	6	58	4	43	3	28	5	53	3	31	3	52	2	19	4	42	3	28	2	22	45	469
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	1	14
タイ	2	41	0	0	4	80	1	22	1	25	1	26	2	52	5	112	0	0	0	0	0	0	4	110	20	469
ベトナム	5	184	0	0	2	123	4	145	4	491	3	82	1	20	3	87	1	8	2	66	1	25	1	80	27	1,310
マレーシア	1	0	2	55	3	137	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	12	192
シンガポール	0	0	1	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6
パキスタン	0	0	1	22	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	42
スリランカ	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	4	11
ロシア	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
アフガニスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0	1	16
アラブ首長国連邦	1	6	3	35	1	17	2	12	0	0	2	13	1	18	2	23	4	57	2	24	4	37	4	56	26	298
ギリシャ	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	2	25
ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	1	9	2	18	0	0	0	0	1	8	1	7	0	0	0	0	0	0	5	42
カメルーン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24
チリ	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	8	1	6	1	6	5	33
計	25	813	20	837	23	886	19	1,171	15	1,640	13	396	12	804	19	449	15	273	15	334	16	630	20	491	212	8,723

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-30 中古(その他製品)の輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間:2015/4/1~2016/3/31)

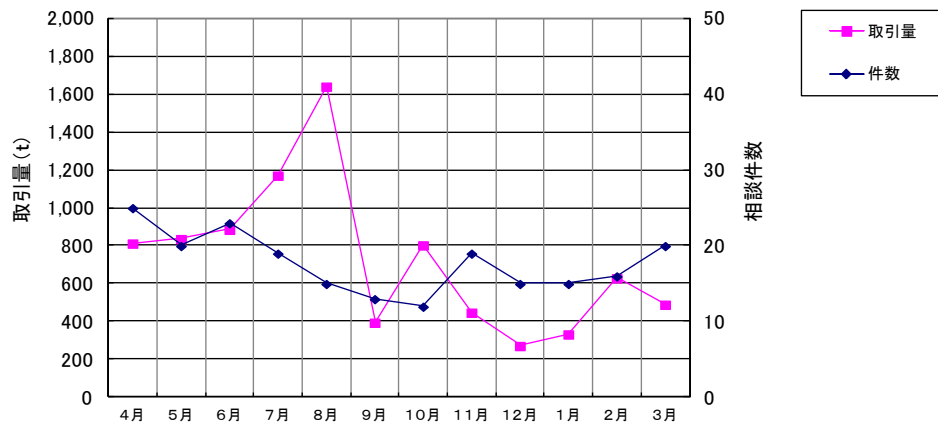


図2-31 輸出国別相談件数(中古(その他製品))
(集計期間:2015/4/1~2016/3/31)

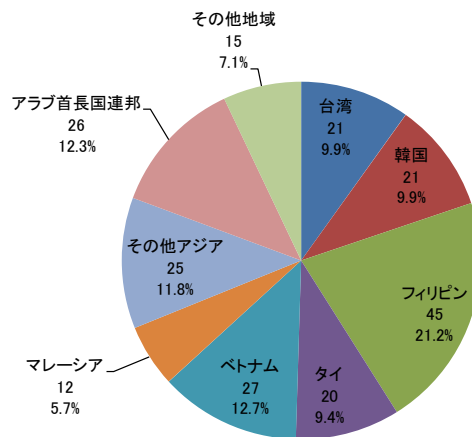
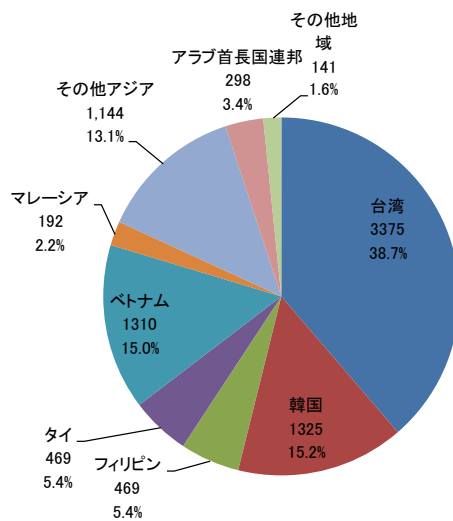


図2-32 輸出国別取引量(t)(中古(その他製品))
(集計期間:2015/4/1~2016/3/31)



5-10 その他のスクラップ類の輸出事前相談結果概況

表2-17 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量

輸出相手国	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)	件数	取引量(t)
中国	0	0	1	92	2	118	0	0	1	90	3	298	0	0	1	134	0	0	0	0	4	207	8	271	20	1,206
香港	1	11	0	0	3	92	0	0	1	10	1	1	1	20	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	8	200
台湾	1	15	1	5	1	15	1	25	1	15	1	15	1	15	1	15	0	0	1	15	0	0	1	23	10	158
韓国	1	15	1	18	0	0	2	29	1	40	0	0	1	21	0	0	2	23	1	20	1	28	0	0	10	192
フィリピン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17
ベトナム	0	0	0	0	0	0	1	92	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	41	2	133
マレーシア	0	0	0	0	0	0	1	15	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	0	0	1	10	0	0	3	42
英国	1	14	0	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21
米国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	5	55	3	115	7	230	5	161	4	154	5	312	5	89	3	218	2	23	2	35	6	243	10	335	57	1,968

注：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの集計結果。

図2-33 その他のスクラップ類の輸出に係る相談件数及び取引量の推移
(集計期間: 2015/4/1~2016/3/31)

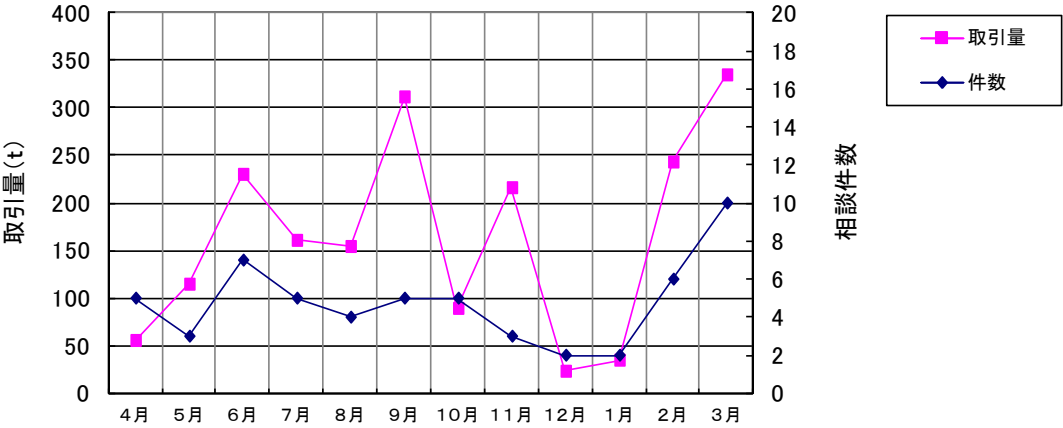


図2-34 輸出先国別相談件数(その他のスクラップ類)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)

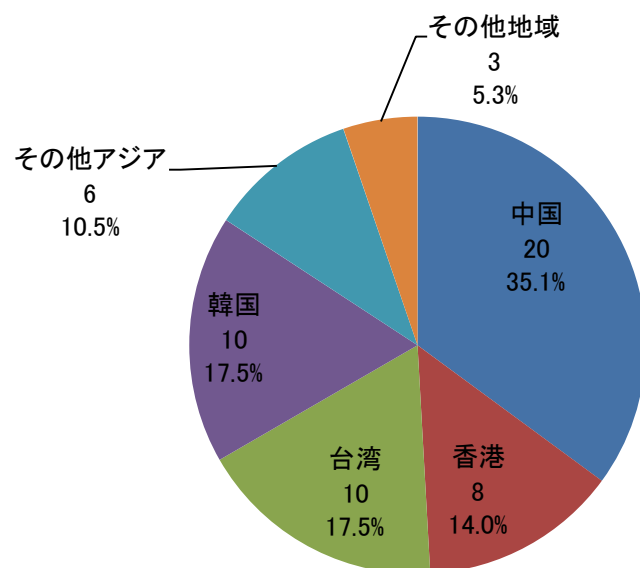
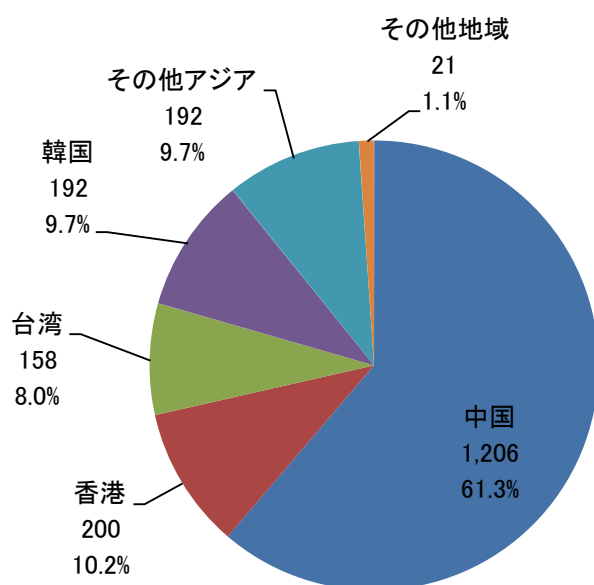


図2-35 輸出先国別取引量(t)(その他のスクラップ類)
(集計期間: 2015/4/1～2016/3/31)



5-11 事前相談実績と財務省貿易統計等との比較

スクラップ等の輸出入に係る事前相談は、行政サービスの一環として行われている事業であり、スクラップ等の輸出入に際し、事前相談を受けるか否かについては法的拘束力を有しない。バーゼル条約を順守し、不法取引を防止するためには、積極的な事前相談の実施が望まれるところである。

このような観点から、ここでは財務省が公表している貿易統計を対象に、スクラップ等の輸出に係る事前相談のカバー率を推定してみた。

また、参考として事前相談件数と輸出及び市況取引価格との相関傾向を示す。

1. 事前相談実績と財務省貿易統計との比較

(1) 推定方法

- ・対象貨物：廃プラスチック、メタルスクラップ
- ・貿易統計からの該当品目の選定
スクラップ（くず）の輸出を念頭に、事前相談における相談実績を考慮し、以下の品目を比較対照品目として貿易統計より選定した（表2-18参照）。
- ・表2-18に示した品目に係る公表済みである平成27年4月から平成28年1月までの輸出量を集計し、事前相談実績と比較する。

表2-18 対象品目

	HSコード	品名
廃プラスチック	3915.10-000	エチレンの重合体のもの
	3915.20-000	スチレンの重合体のもの
	3915.30-000	塩化ビニルの重合体のもの
	3915.90-110,190	ポリ（エチレンテレフタレート）のもの
	3915.90-200	ポリピレンの重合体のもの
	3915.90-900	その他のもの
メタルスクラップ	7204.21-000	鉄鋼のくず（合金鋼/ステンレス鋼）
	7204.29-000	鉄鋼のくず（合金鋼/その他）
	7204.41-000	鉄鋼のくず（その他/切削くず）
	7204.49-100	鉄鋼のくず（その他/ヘビーくず）
	7204.49-200	鉄鋼のくず（その他/シュレッダー）
	7204.49-900	鉄鋼のくず（その他/その他のもの）
	7404.00-000	銅のくず
	7602.00-000	アルミニウムのくず

(2) 集計結果

集計結果を表 2－19 に示す。

貿易統計量に対する事前相談で寄せられた取引量の割合（推定カバー率）は、廃プラスチックで 101.8%（前年度 100.6%）、メタルスクラップで 97.3%（前年度 97.7%）であった。廃プラスチックのカバー率が 100%を超えているのは、廃プラスチック以外の再生ペレット等の事前相談が一要因となっていると思われる。また、メタルスクラップについては主要な品目を対象にしているため、実際は 100%に近いカバー率になっていると思われる。

また、算出に使用した貿易統計による主要国別の廃プラスチック及びメタルスクラップの輸出量を表 2－20 及び表 2－21 に示す。

表 2－19 貿易統計に対する事前相談実績の状況

	廃プラスチック	メタルスクラップ
貿易統計	1, 320, 334t	6, 883, 307t
事前相談	1, 344, 394t	6, 697, 648t
事前相談 カバー率	101. 8%	97. 3%

集計期間：平成27年4月～平成28年1月

表2－20 財務省貿易統計による廃プラスチックの輸出状況（2015 年 4 月から 2016 年 1 月）

（単位：t）

輸出相手国	PE (3915. 10- 000)	PS (3915. 20- 000)	PVC (3915. 30- 000)	PET (3915. 90- 110, 190)	PP (3915. 90- 200)	その他のもの (3915. 90- 900)	合計
中華人民共和国	173, 690	53, 050	12, 172	293, 606	150, 224	43, 761	726, 502
香港	94, 684	87, 124	4, 014	24, 002	119, 750	68, 863	398, 436
マカオ	0	159	0	22	0	420	601
台湾	19, 375	5, 697	18, 674	5, 021	19, 596	5, 734	74, 096
大韓民国	1, 709	176	19349. 147	8, 903	522	1, 472	32, 131
ベトナム	14556. 273	1572. 569	12, 674	1, 085	13, 289	608	43, 784
タイ	2, 501	4, 959	151	108. 837	2, 703	368	10, 791
ラオス	0	0	0	103	89	0	192
シンガポール	144	15	0	0	14	308	481
マレーシア	9, 102	582	2, 152	122	15, 024	1, 190	28, 172
フィリピン	92	40	48	0	0	0	180
インドネシア	446	20	0	510	50	0	1, 025
インド	486	85	749	26	43	20	1, 408
スリランカ	11	0	0	0	41	52	105
トルコ	15	51	0	0	91	0	156
レバノン	0	169	0	0	0	0	169
アラブ首長国連邦	0	0	39	0	0	864	903
チェコ	0	0	0	0	0	123	123
アメリカ合衆国	0	0	0	20	77	611	708
ニュージーランド	0	0	0	120. 508	0	0	121
その他の国	66	48	75	2	22	38	251
合計	316, 876	153, 746	70, 097	333, 649	321, 536	124, 431	1, 320, 334

表2-21 財務省貿易統計によるメタルスクラップの輸出状況(2015年4月から2016年1月)

(単位:t)

貨物種類 (HSコード) 輸出相手国	鉄鋼の屑及び鉄鋼の再溶解用のインゴット						銅のくず	アルミニウムのくず	合計
	合金鋼のくず		その他のくず						
	ステンレス鋼のもの	その他のもの	切削くず及び打抜きくず	ヘビーくず	シュレッダーくず	その他のもの			
	(7204. 21-000)	(7204. 29-000)	(7204. 41-000)	(7204. 49-100)	(7204. 49-200)	(7204. 49-900)			
中国	18,948	11,505	4,676	134,859	155	1,388,401	212,479	64,334	1,835,357
香港	83	669	0	0	0	1,275	5,268	4,963	12,259
台湾	33,311	12,514	36,934	237,452	88,618	125,832	2,505	352	537,518
大韓国	81,376	22,810	628,272	1,403,205	230,112	387,956	2,019	59,110	2,814,859
ベトナム	152	5,250	136,957	832,742	88,584	312,333	10	390.845	1,376,419
タイ	10,148	163	1,287	0	7,444	154	64	411	19,671
マレーシア	318	140	1,563	0	6,905	0	785	317	10,028
インドネシア	30	0	98,952	6,224	18,127	15,824	0	1,144	140,301
インド	6,850	608	24,101	12,099	12,308	390	50	51	56,456
バングラデシュ	0	0	16,023	42,038	17,545	0	0	0	75,606
その他の国	766	790	0	0	454	1,860	356	607	4,833
合計	151,982	54,450	948,764	2,668,618	470,252	2,234,026	223,537	131,679	6,883,307

2. 事前相談件数実績と取引価格との比較

(1) 推定方法

・ 廃プラスチック

輸出取引価格について、貿易統計における主要な品目の月輸出総重量と月取引総価格から月単純平均単価を求め、月相談件数と比較した。

・ メタルスクラップ

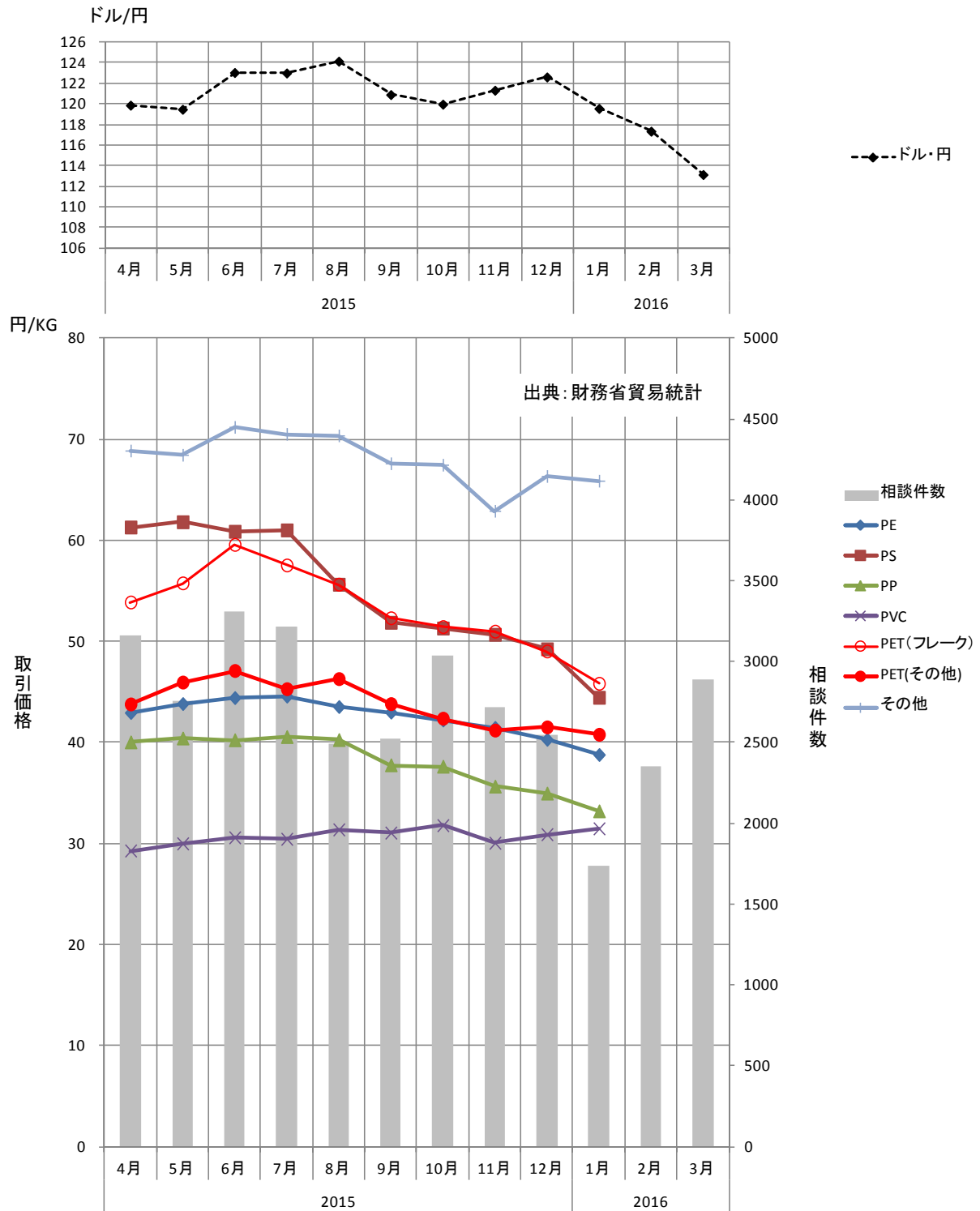
輸出取引価格については、廃プラスチックと同様、貿易統計に依った。また、市況価格について、「メタル・リサイクル・マンスリー（日刊市況通信社）」における主な品目の月平均取引単価と月相談件数と比較した。

(2) 比較結果

廃プラスチックについては図2-36のとおり、PVCを除いて全体的に取引価格は値下がりの傾向にあり、それとともに2月までの相談件数は減少傾向にあった。1月から円安が進み、相談件数は3月に平均的な件数に戻ったが、取引価格のデータが2～3月は未公表であり、理由は不明である。

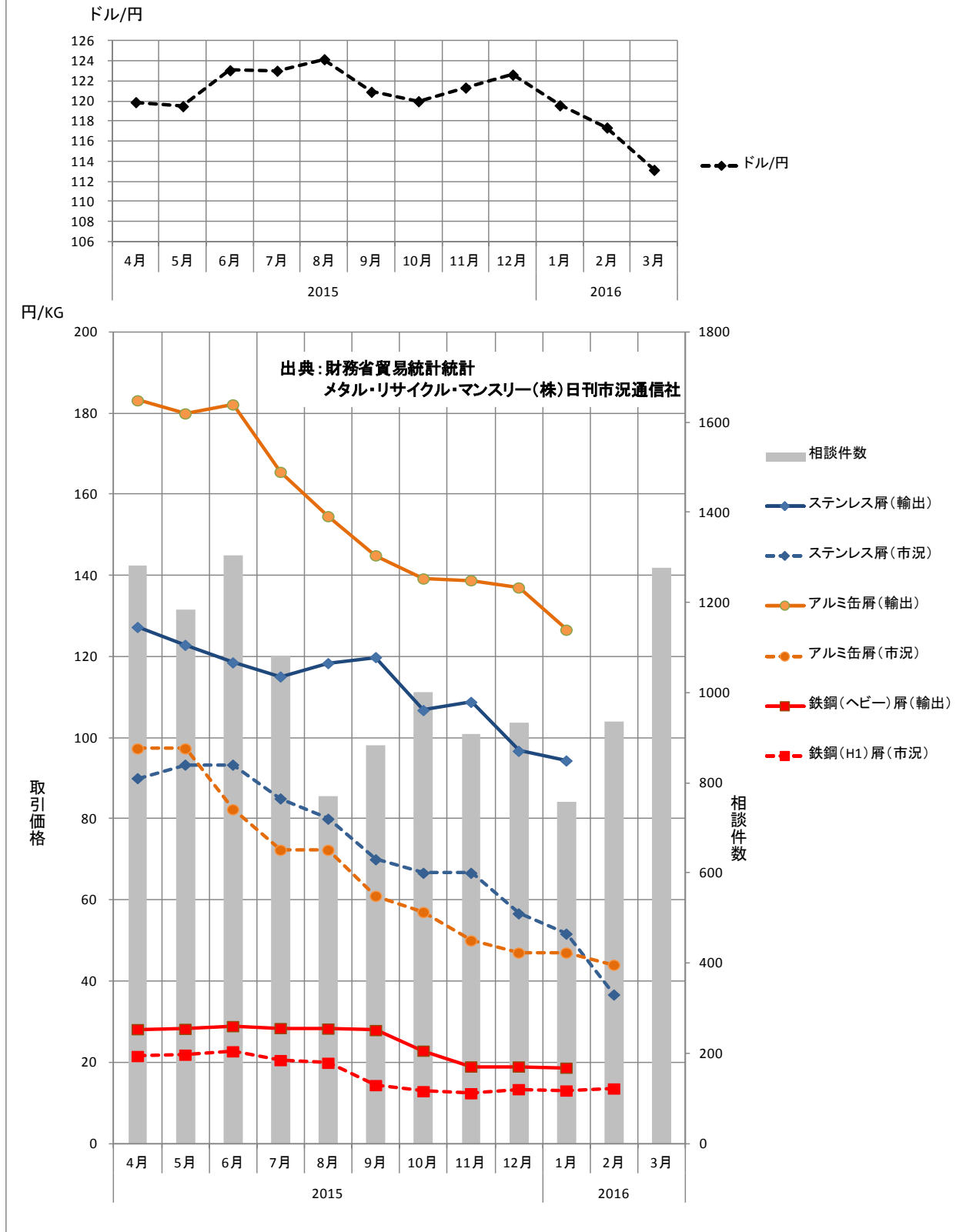
メタルスクラップについては図2-37のとおり、廃プラスチックと同様の傾向であった。鉄鋼を除いてメタルスクラップの取引価格は廃プラスチック以上に下落率が高かった。

図2-36 廃プラスチック輸出取引価格と相談件数



備考：財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月までのデータである。

図2-37 メタルスクラップの輸出取引価格及び市況価格と相談件数



備考：財務省貿易統計の取引価格は公開されている1月まで、(株)日刊市況通信社の市況取引価格は2月までのデータである。

５－１２ 税関別事前相談実績

平成２６年度に寄せられた輸出に係る事前相談案件について、申告税関別に相談件数を整理したものを表２－２２及び図２－３８及び図２－３９に示す。

図からもわかるとおり、横浜税関を申告先とする相談案件が最も多く、東京税関も含めると、約４７％が関東圏からの輸出案件となっている。特に相談品目の主流となるメタルスクラップ、廃プラなど産業系スクラップにおいて、横浜税関管内の港からの輸出が多い。また、中古電気機器については、主に横浜、大阪、神戸に分散している。

表２－２２ 申告税関別品目別事前相談件数（輸出）

貨物分類	函館	東京	横浜	名古屋	大阪	神戸	門司	長崎	沖縄	合計
メタルスクラップ	457	1,205	5,083	1,895	1,581	848	944	234	67	12,314
ゴムスクラップ	0	9	108	56	4	5	0	0	0	182
廃プラ	1,366	5,365	9,460	5,780	3,476	3,827	2,843	412	206	32,735
廃遊技機	12	98	82	122	81	113	50	0	0	558
灰・スラグ・ドross ・汚泥	0	69	15	7	20	14	19	0	0	144
廃触媒	2	31	7	3	13	3	4	1	0	64
中古電気機器	3	103	509	40	160	227	41	3	0	1,086
中古遊技機	0	16	11	0	40	16	15	0	0	98
中古（その他製品）	6	12	26	15	7	62	9	1	74	212
その他	0	12	5	3	20	8	9	0	0	57
計	1,846	6,920	15,306	7,921	5,402	5,123	3,934	651	347	47,450

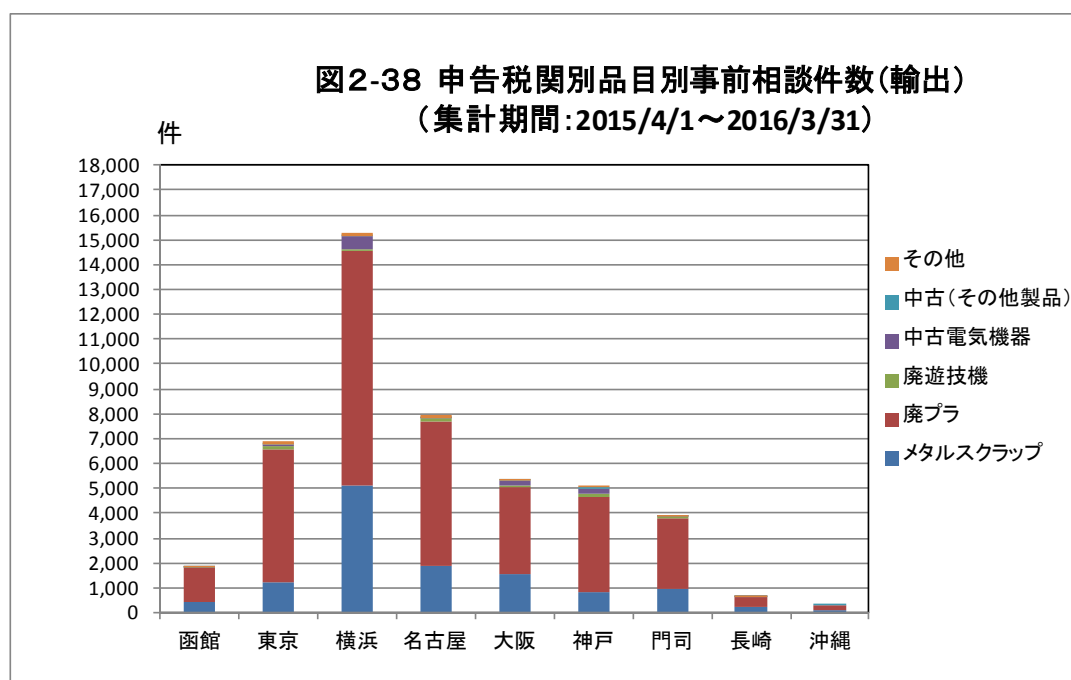
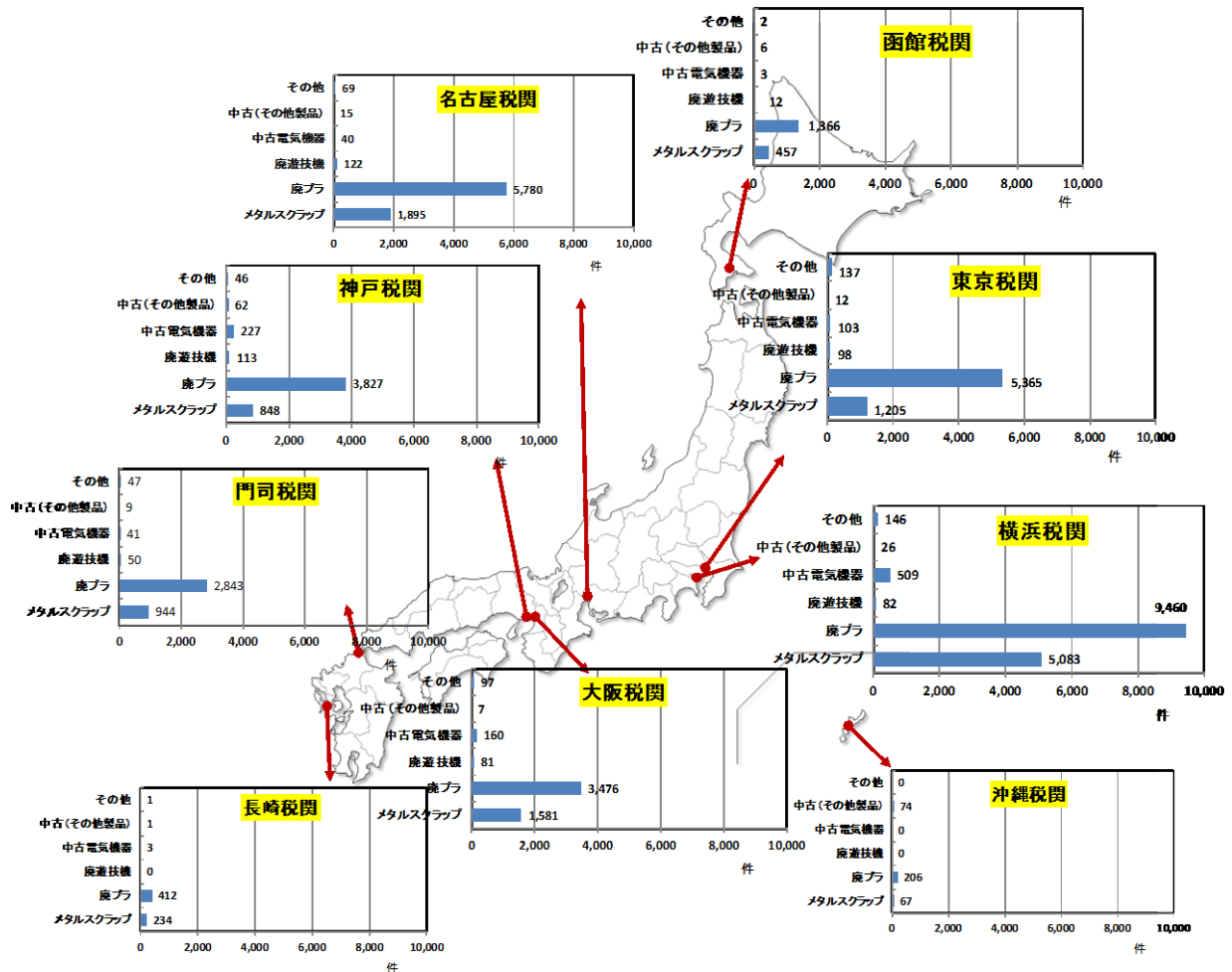


図 2 - 3 9 申告税関別主要品目別事前相談件数（輸出）
（集計期間：2015/4/1～2016/3/31）



第3章 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査（満足度調査）

1. 調査方法

1-1 調査の目的

本調査は、バーゼル法等事前相談業務に関して、利用者から意見を賜り、今後の業務改善等に役立てることを目的とする。

1-2 調査内容

調査内容は、以下のアンケート調査票のとおりである。

平成27年度 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票		
本調査は、当センターが経済産業省より受託している下記の行政サービス業務に関して、利用者（相談者）様からご意見を賜り、今後の業務改善等に役立てることを目的として実施しております。 本調査の主旨を御理解の上、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。		
記入日：平成 27 年 月 日		
貴企業名		
担当者（所属・氏名）		
連絡先（TEL）		
業種*	1.輸出入者、2.代行者、3.通関業者 ☐	
主たる取扱い品目*	1.金属スクラップ、2.廃プラ、3.中古電気機器、4.その他の中古品、 5.廃遊技機、6.その他（ ） （複数選択可） ☐	
* 該当する番号を回答欄（ ☐ ）に記入してください。		
<対象業務> バーゼル法等事前相談業務		
このバーゼル事前相談は、以下の前提条件に基づき、相談書類に記載されている内容について、当該輸出入貨物がバーゼル法規制に該当するか否かについて助言を行うものであります。 ①輸出入に係る関係法規遵守の義務を緩和するものではない。 ②輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。		
<調査内容> 次の質問回答の該当する番号を回答欄（ ☐ ）に記入してください。		
1 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者様が輸出入予定貨物についての該非判断（及びその後の手続き等）を行うの手助けになっておりますか。 回答： 1.役立った 2.役立たなかった 3.どちらともいえない ☐ （上記回答の理由、その他ご意見があれば以下にご記入ください。）	回答欄	
2 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？ 回答： 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない ☐ （上記回答が「はい」の場合、なぜ何度も利用されているかについて教えてください。）		
○現状の事前相談実施方法等について 3 当センターHPIに相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。 回答： 1.わかりやすい 2.わかり難い 3.どちらともいえない（普通） ☐		

4 相談の受付時間(9:30～12:00、13:00～17:00)については、いかがですか。		
回答 :	1.現在のままで問題無し 2.時間延長を希望	☐
	3.その他:	☐
5 相談書類の送付方法(書類関係:FAX,貨物写真:メール)については、いかがですか。		
回答 :	1.現在のままで問題無し 2.全てメールを希望	☐
	3.その他:	☐
6 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。		
回答 :	1.現在のままで問題無し 2.やや遅いと感じる 3.遅い	☐
7 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったでしょうか。		
回答 :	1.わかりやすい 2.わかり難い 3.どちらともいえない	☐
8 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。 (例): ・当センターの業務実施上でお気づきの点 ・相談の対象となる品目について (例えば、中古利用を目的とした使用済み電気電子機器等の取扱、等) ・該非判断のために必要となる各種提出書類等について ・相談対象貨物に係る確認事項(事前相談書⑩(中古品の場合は⑪))について ・事前相談書類の5年間保管について 等		

ご協力ありがとうございました。

* 調査票に係る問合せ及び調査票の返送等について
 ①返送期限:平成27年11月20日までをお願いいたします。
 ②問合せ及び返送先
 〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6
 (一財)日本環境衛生センター バーズル条約輸出入規制事前相談課
 TEL 044-288-4941
 ③返送方法
 Email : basel@iesc.or.jp 又はFAX:044-288-4946 にてお願いいたします。

1-3 調査実施時期

調査票の送付及び回収は、平成 27 年 11 月 1 日から 11 月末にかけて実施した。

1-4 調査票配布方法

平成 26 年度事前相談実績より、相談者の主要取扱い品目割合及び業種割合を基に、105 社を抽出し、「1-2 調査内容」に示した「バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票」をメールにて送付し、記入を依頼した。

2. 調査結果

2-1 調査票回収状況

- a. 回収業者数：103 社（依頼 105 社、回収率 98.1%）
- b. 業種別内訳：回収した 103 社の業種別内訳は、輸出入者が 77 社 70%を占め、次いで代行者 22 社 20%、通関業者 11 社 10%であった。（表 3-1 参照）

表 3-1 業種別アンケート回収状況

業種	輸出入者	代行者	通関業者	計
業者数	77	22	11	110
業種割合	70%	20%	10%	100%

備考：1社で複数の業種を兼ねる場合がある為、合計は総回答業者数より多い。

- c. 貨物別内訳：アンケートを回収した 103 社の主要取扱貨物別内訳は、廃プラが 70 社 47%を占め、次いでメタルスクラップ 48 社 32%、中古電気機器 15 社 10%等であった。（表 3-2 参照）

表 3-2 取扱い貨物別アンケート回収業者数

貨物	メタルスクラップ	廃プラ	中古電気機器	中古（その他製品）	廃遊技機	その他	合計
業者数	48	70	15	7	8	1	149
割合	32%	47%	10%	5%	5%	1%	100%

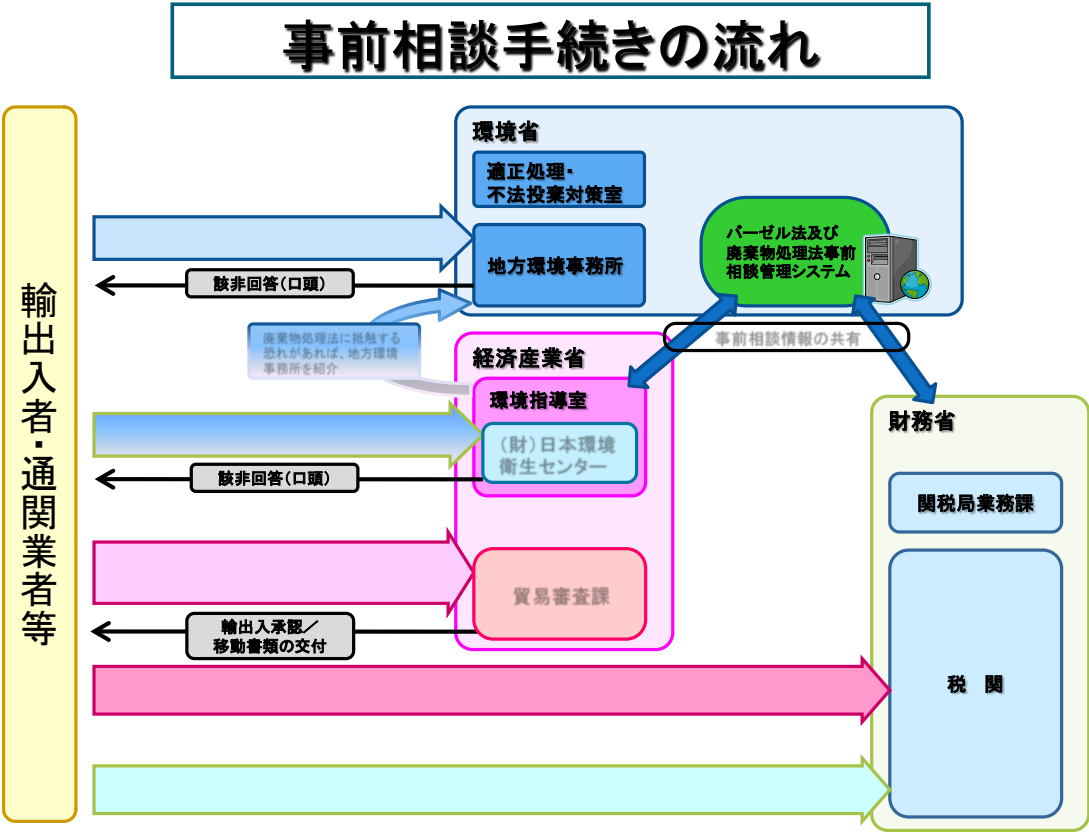
備考：1社で複数種の貨物を兼ねる場合がある為、合計は総回答者数より多い。

2-2 調査結果

上記各質問毎の調査結果の詳細については、巻末：参考資料 4「平成 27 年度バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査結果」を参照されたい。

参 考 資 料

- 参考資料 1 事前相談手続きの流れ
- 参考資料 2 バーゼル法規制に係る事前相談書
- 参考資料 3 平成 27 年度事前相談業務貨物分類
- 参考資料 4 平成 27 年度バーゼル法等事前相談に係る
アンケート調査結果



参考資料 2

○様式 1

F A X 0 4 4 - 2 8 8 - 4 9 4 6

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、パーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき

パーゼル法規制に係る事前相談書（１）

平成 年 月 日

相 談 者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他())		
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：		
	③ 電話 — —	④ F A X — —	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)		
貨 物	⑥ 輸 出 輸 入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名 (港)：	⑧ 取引量： トン (コンテナ 本、フレコン 袋、バラ積)
	⑨ 相手国： (締約国 ・ O E C D ・ 非締約国)		
	⑩ 過去の輸出入実績： 新 規 ・ 実績有り 実績有りの場合はその内容 (時期、品目、数量)：		
	⑪ 品目内容 (全ての品目の具体的な製品名、数量、貨物の形態)： ※プラスチック類の場合は、パーゼル法規制に係る事前相談書 (廃プラスチック類の概要説明書) を併せて提出してください。		
	⑫ 発生元 (本貨物の第一次発生元、例えば、〇〇工場、〇〇商事)：		
	⑬ 国内収集経路 (輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。)：		
	⑭ 1) 廃棄物処理法上の「廃棄物」の判断： 該 当 ・ 非該当 2) 1) の根拠： ※廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。 ※相談者で「該当」と判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所に相談ください。		
	⑮ 取引の目的 (輸出入後の用途)：		
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：		
	⑰ 輸出入後の処理作業の場所 (事業者名、住所)：		
⑱ 輸出先国でパーゼル条約以外のライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無 ライセンス名 (種類等)：			

	⑱貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ ・ 今回の輸出で輸出する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 ☐ ☐ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。） （以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします） ・ 使用済み家電の混入は無い。 ☐ ☐ ・ スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 ☐ ☐
	⑳事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・ 提出頂いた書類は、行政文書として5年間保管させていただきますので御了承願います。 ☐
	㉑1)～4)については事前相談書とともに提出してください。 5)～8)については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票（請求書、領収書等）、4)貨物全体の写真、5)成分分析表、6)分析サンプルの写真、7)企業概要、8)その他：

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。電話）044-288-4941
 貨物の写真は E-mail で、basel@jesc.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

(記入要領)

1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印してください。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入してください。

2. 貨物の欄

- (1) ⑥輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪品目内容の欄には、全ての品目の具体的な製品名ごとに数量及び貨物の形態を記入してください。また、プラスチック類の場合は、バーゼル法規制に係る事前相談書（廃プラスチック類の概要説明書）を併せて提出してください。
- (4) ⑫発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（○○工場、○○商事等）を記入してください。
- (5) ⑬国内収集経路の欄には、輸出の場合のみ、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。輸入の場合は記入不要です。
- (6) ⑮取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入してください。
- (7) ⑯輸出入後の処理作業の方法の欄には、前記(6)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
- (8) ⑰輸出入後の処理作業の場所の欄には、前記(7)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
- (9) ⑱輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）をも添付してください。

○様式 2

F A X 0 4 4 - 2 8 8 - 4 9 4 6

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書 (中古品輸出)

平成 年 月 日

相 談 者	① 会社名： (輸出者・輸入者・通関業者・その他 ())		
	② 担当者 1) 氏名： , 2) 所属・役職：		
	③ 電話 - -	④ F A X - -	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 1) 税関の名称： 2) 担当官名： 3) 税関の指示内容： (電話)		
貨 物	⑥ ☒ 輸出 ☐ 輸入	⑦ 申告の予定日： 年 月 日 申告予定税関名 (港)：	⑧ 取引量： トン (コンテナ 本、フレコン 袋、バラ積)
	⑨ 相手国： (締約国 ・ O E C D ・ 非締約国)		
	⑩ 過去の中古品の輸出実績： 新 規 ・ 実績有り 実績有りの場合はその内容 (時期、品目、数量)：		
	⑪ 中古品の内容 (全ての品目の具体的な中古品 (製品) 種名、数量)： 製品種名 (数量) 製品種名 (数量) 輸出する中古品毎に記載。		
	⑫ 破損、汚れ等の確認：確認済み (破損、汚れ等 無、 有 (→⑬へ)) 確認者の会社名、氏名 ： (通電等による正常作動検査結果)： 輸出する中古品毎に記載。		
	⑬ 荷姿 (運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。):		
	⑭ 発生 (購入) 元 (輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。): 発生元から輸出時までの保管状況 : 建屋内 、 その他 ()		
	⑮ 輸出後の用途 : 輸入国での販売 、 再輸出 、 その他 () (販売等事業者名、住所)		
	⑯ 輸出後、軽微な修繕がある場合は、その内容：		

⑰ 輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無
⑱ 貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ ・ 今回の輸出で輸出する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 ☐ ☐ （“いいえ” の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。） （以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします） ・ 使用済み家電の混入は無い。 ☐ ☐ ・ スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 ☐ ☐
⑲ 事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・ 提出頂いた書類は、行政文書として 5 年間保管させていただきますので御了承願います。 ☐
⑳ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。 1) インボイス、2) 輸出入契約書、3) 国内取引伝票（請求書、領収書等）、4) 品目ごとの写真（梱包前、後）、5) 輸入国での販売店舗の写真、6) 企業概要、（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・パーゼル事前相談窓口までお電話願います。電話）044-288-4941
 貨物の写真は E-mail で、basel@jesc.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

(記入要領)

1. 相談者の欄

- (1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
- (2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
- (3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

2. 貨物の欄

- (1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、OECD加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- (2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
- (3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
- (4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑯を確実に記載してください。

中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。

- (5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。（必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。）

また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご注意ください。

- (6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
- (7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあっては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
- (8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各環境事務所にお問い合わせください。

- (9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。
義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）をも添付してください。

3. 添付写真について

(1) 中古品の品目ごとの写真

- ① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
- ② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
- ③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。

(2) 輸入国での販売店舗の写真

- ① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
- ② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

4. その他

- (1) 記載内容が多く、事前相談書（1枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。
- (2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されていることが必要です。
- (3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該当については、本事前相談で受け付けておりません。
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。

参考資料 3

平成 27 年度事前相談業務貨物分類

貨物分類	具体例
[メタルスクラップ]	プリント基板、ミックスメタル、インジウム・スズ酸化物、PCボード基盤、中古タイヤ、被覆電線、アルミ端材、亜鉛粉、トランス、ガリウムヒ素スクラップ、金属棚、スクラップモーター、アルミサッシ粉砕物
[ゴムスクラップ]	タイヤチップ、タイヤチューブ、ゴムくず
[ガラスくず]	CRTカレット、廃ブラウン管
[廃プラ]	廃プラ、ペットボトルチップ、農業用ビニール、PVC破砕物
[廃油]	廃食用油、使用済みエンジンオイル
[廃鉛バッテリー]	廃バッテリー
[廃遊技機]	廃パチンコ台
[古紙]	古紙、紙コップ、古新聞
[灰・スラグ・ドロス・汚泥]	スラグ、鉄鋼スラグ、メッキスラッジ、ニッケルスラッジ、銅スラグ、汚泥、石炭灰、鶏ふん焼却灰、フライアッシュ
[廃触媒]	使用済み触媒
[中古鉛バッテリー]	中古バッテリー
[中古電気機器]	中古家電、中古PC、医療機器、中古ゲーム機
[中古遊技機]	パチスロ、中古パチンコ台
[中古(その他製品)]	古着、自動車部品、中古建設機械、発電機(エンジン)、中古レジャーボート、中古家具
[その他]	農薬、石膏ボード、しょうゆの搾りかす、砂糖、石油系溶剤、廃木材、イオン交換樹脂、シリコン、廃船、使用済みエッチング液、廃燃料電池、排水、アルカリ電池、アスベスト

平成 2 7 年度

バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査

結果報告書

平成 2 8 年 3 月

一般財団法人 日本環境衛生センター

目 次

1. 調査方法	57
1-1 調査の目的	57
1-2 調査の内容	57
1-3 調査実施時期	59
1-4 調査票配布方法	59
2. 調査結果	60
2-1 調査票回収状況	60
2-2 調査結果	62

1. 調査方法

1-1 調査の目的

本調査は、バーゼル法等事前相談業務に関して、利用者から意見を賜り、今後の業務改善等に役立てることを目的とする。

1-2 調査内容

調査内容は、以下のアンケート調査票のとおりである。

平成27年度 バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票	
本調査は、当センターが経済産業省より受託している下記の行政サービス業務に関して、利用者（相談者）様からご意見を賜り、今後の業務改善等に役立てることを目的として実施しております。 本調査の主旨を御理解の上、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。	
記入日：平成 27 年 月 日	
貴企業名	
担当者（所属・氏名）	
連絡先（TEL）	
業種*	1.輸出入者、2.代行者、3.通関業者 ☐
主たる取扱い品目*	1.金属スクラップ、2.廃プラ、3.中古電気機器、4.その他の中古品、 5.廃遊技機、6.その他（ （複数選択可） ☐
* 該当する番号を回答欄（ ☐ ）に記入してください。	
<対象業務> バーゼル法等事前相談業務	
このバーゼル事前相談は、以下の前提条件に基づき、相談書類に記載されている内容について、当該輸出入貨物がバーゼル法規制に該当するか否かについて助言を行うものであります。 ①輸出入に係る関係法規厳守の義務を緩和するものではない。 ②輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。	
<調査内容> 次の質問回答の該当する番号を回答欄（ ☐ ）に記入してください。	
1 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談業務は、相談者様が輸出入予定貨物についての該非判断（及びその後の手続き等）を行うの助けになっておりますか。	回答欄
回答： 1.役立った 2.役立たなかった 3.どちらともいえない ☐	
（上記回答の理由、その他ご意見があれば以下にご記入ください。）	
2 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？	回答欄
回答： 1.はい 2.いいえ 3.どちらともいえない ☐	
（上記回答が「はい」の場合、なぜ何度も利用されているかについて教えてください。）	
○現状の事前相談実施方法等について	
3 当センターHPに相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。	回答欄
回答： 1.わかりやすい 2.わかり難い 3.どちらともいえない（普通） ☐	

4 相談の受付時間(9:30～12:00、13:00～17:00)については、いかがですか。		
回答：	1.現在のままで問題無し 2.時間延長を希望	☐
	3.その他:	☐
5 相談書類の送付方法(書類関係:FAX,貨物写真:メール)については、いかがですか。		
回答：	1.現在のままで問題無し 2.全てメールを希望	☐
	3.その他:	☐
6 申請から回答までの時間についてはいかがでしょうか。		
回答：	1.現在のままで問題無し 2.やや遅いと感じる 3.遅い	☐
7 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったですか。		
回答：	1.わかりやすい 2.わかり難い 3.どちらともいえない	☐
8 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。 (例):		
・当センターの業務実施上でお気づきの点 ・相談の対象となる品目について (例えば、中古利用を目的とした使用済み電気電子機器等の取扱、等) ・該非判断のために必要となる各種提出書類等について ・相談対象貨物に係る確認事項(事前相談書⑱(中古品の場合は⑳))について ・事前相談書類の5年間保管について 等		
ご協力ありがとうございました。		
* 調査票に係る問合せ及び調査票の返送等について ①返送期限:平成27年11月20日までをお願いいたします。 ②問合せ及び返送先 〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町10-6 (一財)日本環境衛生センター パーゼル条約輸出入規制事前相談課 TEL 044-288-4941 ③返送方法 Email: base1@iesc.or.jp 又はFAX:044-288-4946 にてお願いいたします。		

1-3 調査実施時期

調査票の送付及び回収は、平成 27 年 11 月 1 日から 11 月末にかけて実施した。

1-4 調査票配布方法

平成 26 年度事前相談実績より、相談者の主要取扱い品目割合及び業種割合を基に、105 社を抽出し、「1-2 調査内容」に示した「バーゼル法等事前相談に係るアンケート調査票」をメールにて送付し、記入を依頼した。

2. 調査結果

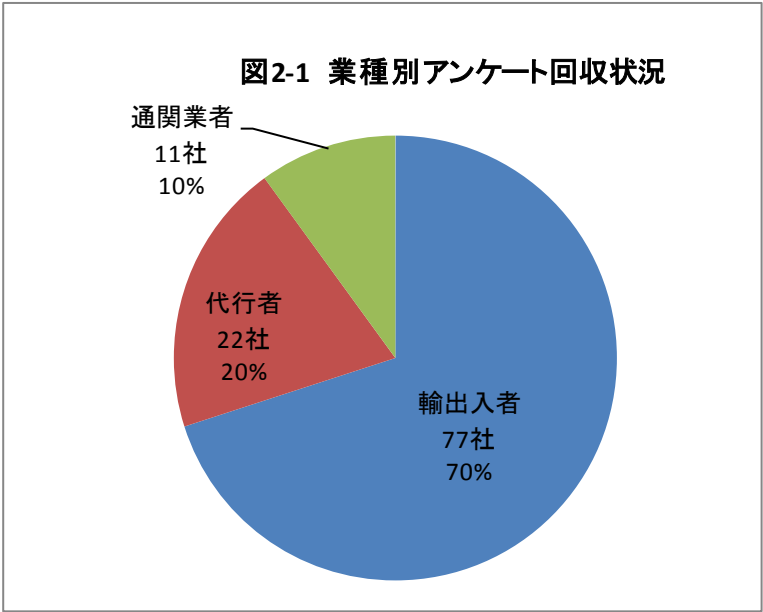
2-1 調査票回収状況

- a. 回収業者数：103 社（依頼 105 社、回収率 98.1%）
- b. 業種別内訳：回収した 103 社の業種別内訳は、輸出入者が 77 社 70%を占め、次いで代行者 22 社 20%、通関業者 11 社 10%であった。（表 2-1、図 2-1 参照）

表 2-1 業種別アンケート回収状況

業種	輸出入者	代行者	通関業者	計
業者数	77	22	11	110
業種割合	70%	20%	10%	100%

備考：1社で複数の業種を兼ねる場合がある為、合計は総回答業者数より多い。

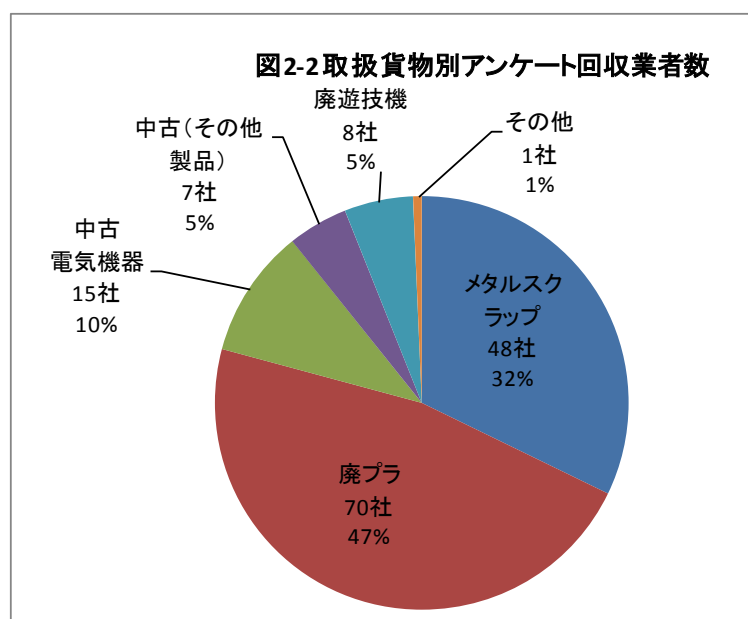


- c. 貨物別内訳：アンケートを回収した 103 社の主要取扱貨物別内訳は、廃プラが 70 社 47%を占め、次いでメタルスクラップ 48 社 32%、中古電気機器 15 社 10%等であった。（表 2-2、図 2-2 参照）

表 2-2 取扱い貨物別アンケート回収業者数

貨物	メタルスクラップ	廃プラ	中古電気機器	中古（その他製品）	廃遊技機	その他	合計
業者数	48	70	15	7	8	1	149
割合	32%	47%	10%	5%	5%	1%	100%

備考：1社で複数種の貨物を兼ねる場合がある為、合計は総回答者数より多い。



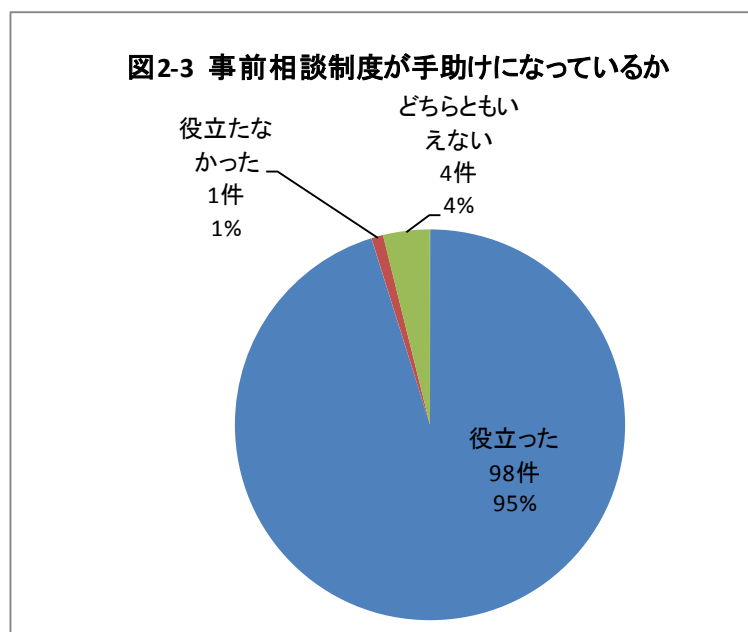
2-2 調査結果

Q1. 廃棄物原料等の輸出入に際して、当事前相談制度が輸出入予定貨物の該非判断（及びその後の手続き等）の手助けになっておりますか。

「役立った」が 98 件 95%、「どちらともいえない」が 4 件 4%であった。（表 2-3、図 2-3 参照）

表 2-3 事前相談制度が手助けになっているか

NO	区分	件数	(%)
1	役立った	98	95%
2	役立たなかった	1	1%
3	どちらともいえない	4	4%
	合計	103	100%



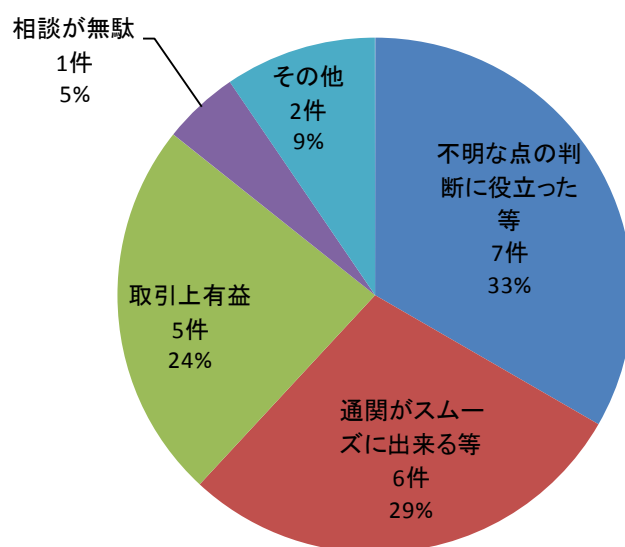
a. 上記回答の理由・その他意見

寄せられた理由・その他意見 21 件の内、「役立った」に区分される回答が 18 件 86%であり、主な内訳は「不明な点の判断に役立った等」が 7 件 33%、次いで「通関がスムーズに出来る等」が 6 件 29%、「取引上有益」が 5 件 24%であった。（表 2-4、図 2-4 参照）

表 2-4 事前相談制度が手助けにないっているか（理由・意見）

区分	概要	理由・意見	件数	%	件数	%
役立った	不明な点の判断に役立った等	わからない時に的確な判断をもらう。	7	33%	18	86%
		回答が具体的で分かりやすい。				
		いつも丁寧に教えてもらってますので大変助かってます。				
		色々アドバイス頂き有難う御座います。				
		公平な視点で、専門家からのご意見を頂けるため。				
		商品を再確認することができた。				
		弊社から輸出手続きにおいて分からない事を質問させていただくことが多々あったが、都度親切に回答してもらいました。				
	通関がスムーズに出来る等	事前相談を行うことにより、輸出通関がよりスムーズになると感じる。	6	29%		
		輸出通関の際スムーズな通関許可の為非常に助かってます。				
		通関をスムーズに出来る事。				
		輸出通関の際スムーズな通関許可の為非常に助かってます。				
		廃プラの申告の際に役立っている。				
		事前相談後でなければ輸出申告できないので。				
	取引上有益	相談を通して得た基準、アドバイス等を出し元(再生工場)に伝えることによりスムーズな商談につながっている。	5	24%		
		問題なく輸出できる。				
		輸出する予定のスクラップ(廃プラ、廃金属)の内容とその写真を確認して頂くことで、環境上問題のない商品として自信を持って顧客に販売できます。				
		事前相談書(廃プラスチック類の概要説明書)の記載要領等を読むとポイントが分かり易いと思いました。				
		輸出に関するバーゼル条約に記載された禁止物混入の予防が商品仕入段階で出来ます。				
か役立ったな	相談が無駄	リサイクル原料は「製品」とみなされることもあり、税関の担当官によっても見解が違う為、せっかくバーゼルの申請しても無駄になることが度々ある。	1	5%	1	5%
言どえならいとも	その他	乙仲業者に提出してからの経緯はわからないので、どの程度役立っているかわかりません。	2	10%	2	10%
		廃棄物原料の輸出をしていないので、「どちらともいえない」で回答致しました。				
計			21	100%	21	100%

図2-4 事前相談制度が手助けになっているか



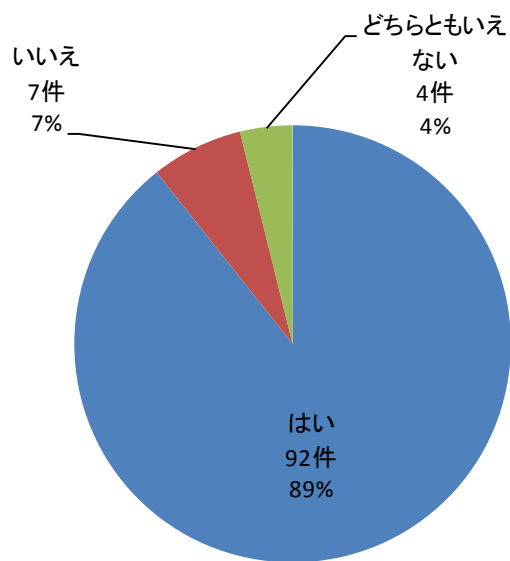
Q2. 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？

「はい」の割合が 92 件 89%、「いいえ」は 7 件 7%であった。（表 2-5、図 2-5 参照）

表 2-5 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？

NO	区分	件	(%)
1	はい	92	89%
2	いいえ	7	7%
3	どちらともいえない	4	4%
	合計	103	100%

図2-5 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じものであっても定期的に利用されていますか？



a. 上記回答の理由

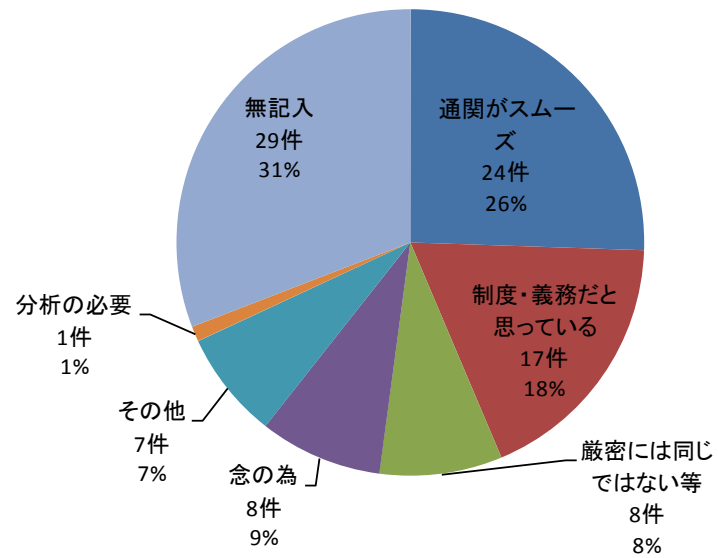
回答が「1. はい」92 件中、無記入の 29 件 31%の他は、「通関がスムーズ」に分類される回答が 24 件 26%、「制度・義務だと思っている」が 17 件 18%等であった。（表 2-6、図 2-6 参照）

表 2-6 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に（何度も）利用されていますか？

区分	概要	理由	件数	%
はい	通関がスムーズ	税関・通関・乙仲から求められる為。(全ての理由の要約)	24	26%
	制度・義務だと思っている	船積み毎に相談するのが義務ではないのですか？(代表的な理由)	17	18%
	厳密には同じではない等	厳密には全く同じではないため。例えば、加工する機械が違えば(粉碎機、減容器など)、形状や大きさが異なるなど。	8	9%
		同じ名称であっても配分が微妙に違う為。		
		同じ貨物であっても、向け地が違うのでその都度相談させて頂いております。		
		違う仕入先であったり、契約先もそれぞれですから。		
		船積み毎に出荷数量・申告税関に違いがあるので、毎回相談しています。□		
		輸出者やバンニング場所が違う為、毎回事前相談を行っている。		
		都度、新規契約を結んでいるため。		
		廃プラスチックは品質が全く同じことはないため、同じ貨物種類であっても毎回事前相談を利用しています。		
	念の為	毎回、輸出入出荷する度に同種のものについて相談しているが、法や、ルールの変更について我々サイドにおいてカバーできていないことを指摘いただけると理解している。	8	9%
		法令について変更があるかどうか再確認。		
		同じ貨物であっても、都度ご相談させて頂く事で、パーゼル法規制に違反しないよう取り進める為。		
		毎回、貨物を確認して頂きたい為。		
		必ず毎回相談しています。毎回相談した方が間違いないからです。		
		相手国の企業と輸出契約をしていますので、輸出の都度、事前相談業務の方に書類を提出しご承認を頂いております。		
		再確認の為、ご相談させていただいています。		
		事前相談をして「この貨物に関して問題が無い」と回答を頂けたら安心して貨物を出せる。		
その他	弊社の輸出品が同じ種類の貨物で、定期的に輸出しているため。	7	7%	
	税関の申告ごとに相談してるから。			
	輸出する度に相談をしています。			
	毎回事前相談しています。			
	お客様の取引のため、同じ月に同じ商品は何度も輸出をしているからです。インボイス番号が違ったり、商品の重さが違ったりしています。			
	ブッキングごとに分けてるから。			
	船積み分割のため。			
分析の必要	PVCは輸出毎に鉛の含有分析を行っているため。	1	1%	
無記入		29	31%	
計			94	100%

備考：1社で複数の理由がある場合は、複数に分けた。

図2-6 当事前相談業務を、一度相談した貨物種類と同じ貨物種類であっても定期的に(何度も)利用されていますか？



○現状の事前相談実施方法等について

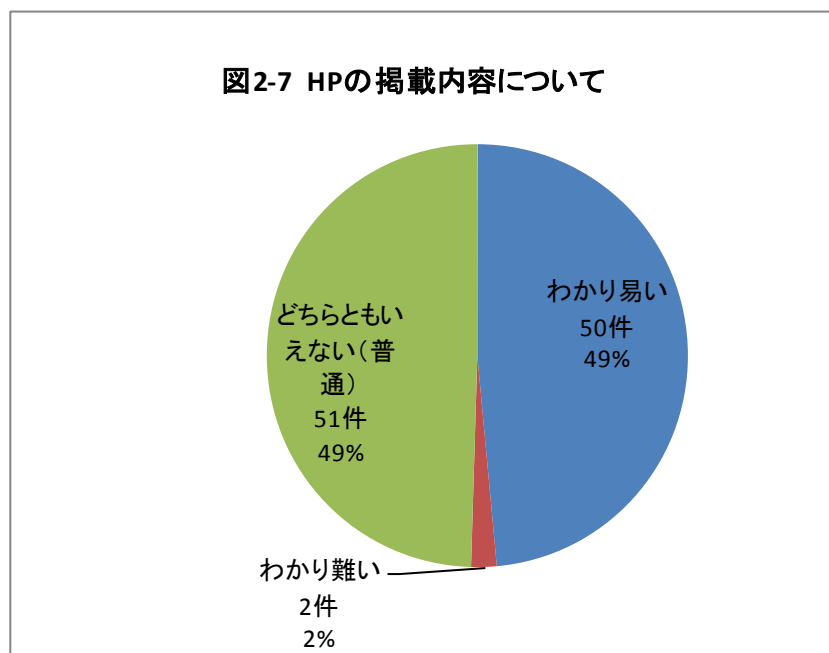
Q3. 当センターHPに相談手続き等に関する案内を掲載していますが、その掲載内容はいかがですか。

「どちらともいえない（普通）」が 51 件 50%、「わかり易い」が 50 件 49%であり、「わかり難い」は 2 件 2%であった。（表 2-7、図 2-7 参照）

表 2-7 HP の掲載内容について

NO	区分	件	(%)
1	わかり易い	50	49%
2	わかり難い	2	2%
3	どちらともいえない（普通）	51	50%
	合計	103	100%

図2-7 HPの掲載内容について



Q4. 相談の受付時間（9:30～12:00、13:00～17:00）については、いかがですか。

「現在のままで問題無し」が 79 件 77%、「時間延長を希望」が 24 件 23%であった。（表 2-8、図 2-8 参照）

また、希望等の寄せられた 5 件は、全て相談時間の延長希望であり、その内容は表 2-9 に示すとおりである。

表 2-8 相談の受付時間について

N0	区分	件	(%)
1	現在のままで問題無し	79	77%
2	時間延長を希望	24	23%
3	その他	0	0%
	合計	103	100%

図2-8 相談の受付時間について

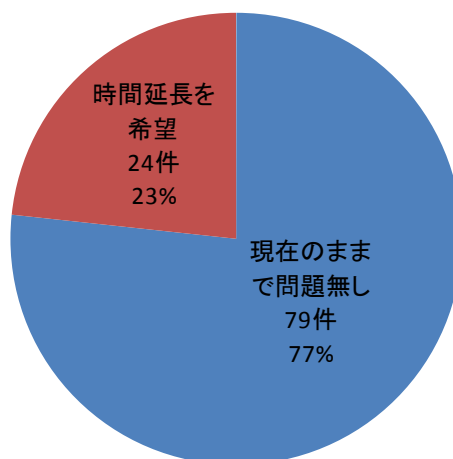


表 2-9 相談の受付時間について（希望）

分類	希望	件数
2	18:00まで延長希望。	1
	時間延長希望致します。	1
	出来ましたら、17時30分まで時間延長希望致します。	1
	税関と同じく8:30から17:30にしてほしい	1
	受付時間を早めて頂きたいです。	1
	計	5

分類: 2.時間延長を希望

Q5. 相談書類の送付方法（書類関係：FAX, 貨物写真：メール）については、いかがですか。

「現在のままで問題無し」が 81 件 79%、「全てメールを希望」が 21 件 20%であった。
（表 2-10、図 2-9 参照）

また、意見・希望 3 件の内容は表 2-11 に示すとおりである。

表 2-10 相談書類の送付方法について

NO	区分	件	(%)
1	現在のままで問題無し	81	79%
2	全てメールを希望	21	20%
3	その他	1	1%
	合計	103	100%

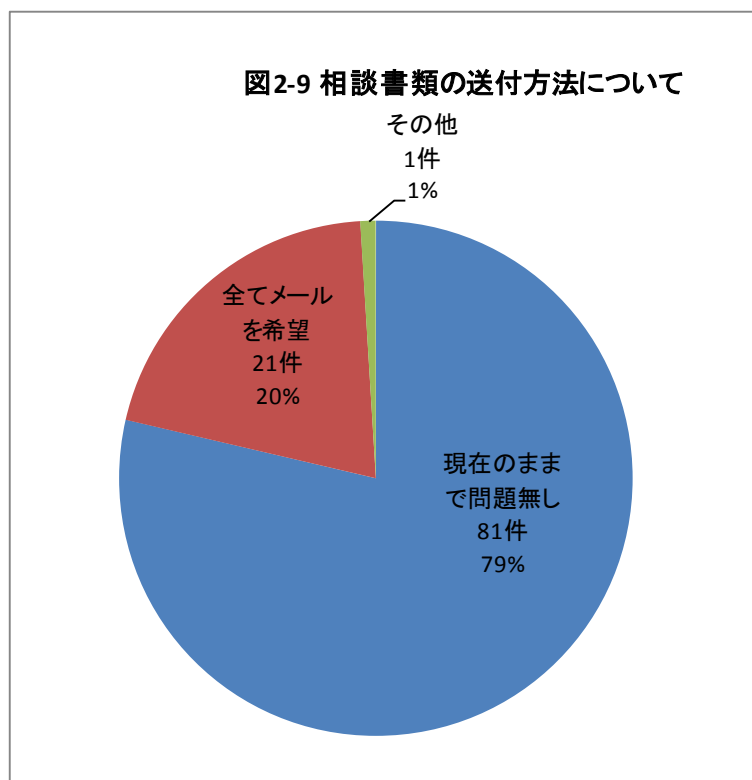


表 2-11 相談書類の送付方法について（意見・希望）

分類	意見・希望	件数
1	メールだけまたはファックスだけですと、未送信かどうかわからない場合があるので、分けて送信したほうがいいと思います。	1
2	弊社のFAX回線は1本しかないので、通常の業務時間内に10枚も20枚もFAX送信していると、その間 他取引先からのFAXを受信できなくて困ります。そのため就業後や昼休みに流すようにしています。	1
3	機器（メール、FAX）の故障の際に、どちらも使えると助かります	1
合計		3

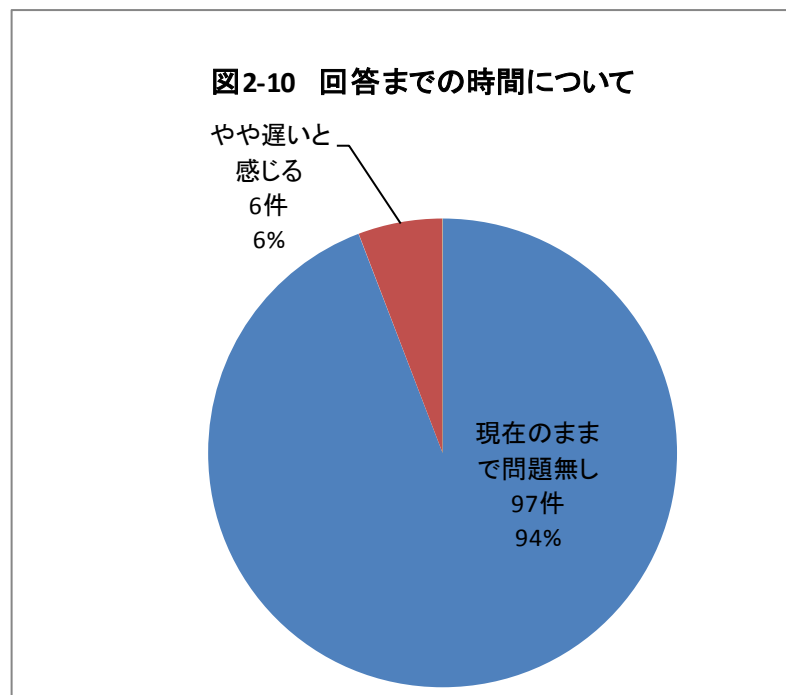
分類: 1. 現在のままで問題無し
 2. 全てメールを希望
 3. その他

Q6. 申請から回答までの時間についてはいかがでしたか。

「現在のままで問題無し」は 97 件 94%、「やや遅いと感じる」が 6 件 6%であった。
 (表 2-12、図 2-10 参照)

表 2-12 回答までの時間について

N0	区分	件数	(%)
1	現在のままで問題無し	97	94%
2	やや遅いと感じる	6	6%
3	遅い	0	0%
	合計	103	100%

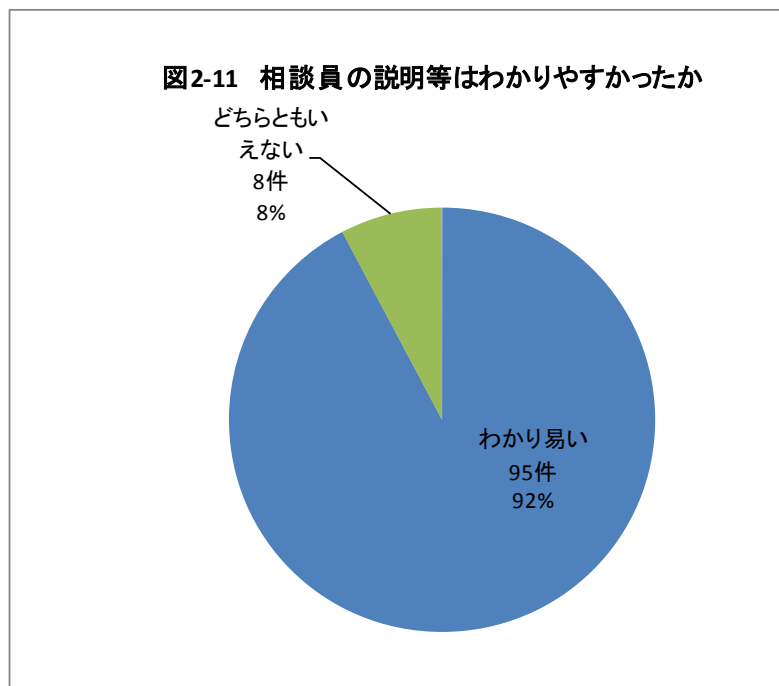


Q7. 相談事案への回答につき、相談員からの説明、助言等はわかりやすかったでしょうか。

「わかり易い」が 95 件 92%、「どちらともいえない」は 8 件 8%であった。（表 2-13、図 2-11 参照）

表 2-13 相談員の説明等はわかりやすかったか

NO	区分	件数	(%)
1	わかり易い	95	92%
2	わかり難い	0	0%
3	どちらともいえない	8	8%
	合計	103	100%



Q8. 今後の事前相談業務の参考とさせていただくため、ご意見、ご感想が有りましたらご記入ください。

寄せられた意見・感想の35件中、「助かっている」が19件（54%）で最も多く、次いで「相談の簡素化希望」についてが8件（23%）であった。（表2-14、図2-12参照）

表2-14 事前相談への意見・感想

NO	概要	意見・感想	件数	%
1	助かっている	いつも大量の書類を送付させていただいておりますが、即時に目を通していただき解答をいただいておりますので非常に助かっております。（代表的感想）	19	54%
2	相談の簡素化希望	中古家電の簡素化希望（例えば実績のある荷主の場合、提出書類を一部省略等）。	8	23%
		相談書の書類が多いので、書類の簡素化等を考慮して頂ければありがたい。		
		貨物内容種類が同じで何度も同じ場所へ輸出する場合、バーゼル確認の提出内容書類は、簡素化してほしいと思います。出荷するにあたって何も問題がないので。		
		一度輸出した実績のある荷受人（現地中古販売店）の写真は不要ではないでしょうか。		
		定期的に同じ（出荷先、商品）を輸出する場合は包括で相談を受けて頂けたら助かります。（例えば3ヶ月間1回）		
		いつもお世話になっております。ご相談する度に丁寧なご説明をして頂きまして感謝しております。相談用書類はだんだんと増えてくる感じで書類作成に手間が掛かります。定期的に輸出している輸出者に対して書類など省略してほしいです。特に中古家電のリストは輸出者にとって作業員の人数やバン詰め時間が負担になってしまいます。より簡単な相談書類を期待しております。		
		現行、船積ごとに事前相談を申込させて頂いておりますが、同じ種類の貨物の場合は事前相談の有効期間を1～3ヶ月ほど定めて頂き、事前相談を申し込む件数を減らしていけるようご検討頂きたいと思います。		
		輸出先は同じであれば、添付書類は省略してほしいと思います。		
3	疑問・不満	今のままでよいと思います。不思議なのが日本から輸出するのは中古の家電等バーゼル申請が必要なのに対し、輸入の中古家電は不要？というのが・・・ま日本に中古の家電輸入する人が少ないのでしょうか・・・あとスクラップの金属とかは輸入されてきますよね。ちゃんと申請してる人が少ないような気がします。	3	9%
		中古遊技機をリユース・リサイクルのため輸出していますが、リユース・リサイクルされている（廃棄物ではない）ことの証明と廃棄物として有害ではないことの証明を同時に求められることの意味がわかりません。		
		相談員の方によって、提出書類や記入方法についての説明が異なるときがあり戸惑う。（7番の回答はそのため。説明、助言はわかりやすいのですが正解がわからない。）		
4	相談方法の改善希望	FAXで相談書類を送信しても、届いてない場合が稀にあるようなので、確実なメールでのやり取りのみに移行していただければ有り難いです。	2	6%
		相談システム等のweb上での相談が可能になれば、非常に時間短縮になって楽です。		
5	迅速な回答希望	いつもお世話様になっております。相談から回答までの時間が少しかかるような場合が時々ありますのでその点が気になります。	1	3%
6	廃プラの概要説明書の簡略化希望	出来ましたら、概要説明書は商品の形状ごとの記載でなく、以前のように商品ごとに戻して頂けると助かります。	1	3%
7	書面での周知希望	弊社は代行ですので荷主への説明のため、分析などの件についての取り決めを書面化していただけると助かります。	1	3%
計			35	100%

備考：1社で複数の意見・感想がある場合は、複数に分けた。

図2-12 事前相談への意見・感想

